

第5章

相続と税金

相続人と法定相続分

POINT

- ①相続人の範囲と法定相続分は民法に定められています。
- ②配偶者は常に相続人になります。
- ③配偶者以外の相続人は①子、②直系尊属、③兄弟姉妹と順番が決められています。

1 相続人の範囲と法定相続分

相続人の範囲と法定相続分は民法により定められています。配偶者は常に相続人になります。配偶者以外の相続人の順位と法定相続分は次のとおりです。

	家族の状況	相続人	法定相続分	代襲相続
第一順位	子ども等(子どもや孫等の直系卑属)がいる場合	配偶者	1/2	—
		子	1/2	孫、ひ孫等
第二順位	子ども等はいないが親等(父母や祖父母等の直系尊属)がいる場合	配偶者	2/3	—
		直系尊属	1/3	—
第三順位	子ども等も親等もない場合	配偶者	3/4	—
		兄弟姉妹	1/4	甥、姪まで

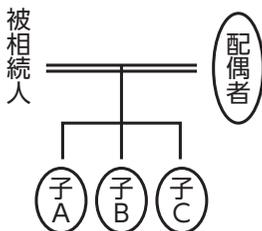
なお、相続人が存在しない場合には、一定の手続により特別縁故者への財産分与を経て、残余財産は国庫帰属となります。

①子ども等(子どもや孫等の直系卑属)がいる場合

子どもがいる場合には、子どもは第一順位で相続人になります。

配偶者と子どもが相続人である場合の法定相続分は、配偶者が2分の1、子どもが2分の1(子どもが2人以上いるときは2分の1を均等按分)です。

なお、養子は相続人として実子同様に扱われますので、通常の子どもの同じ法定相続分です。



法定相続分

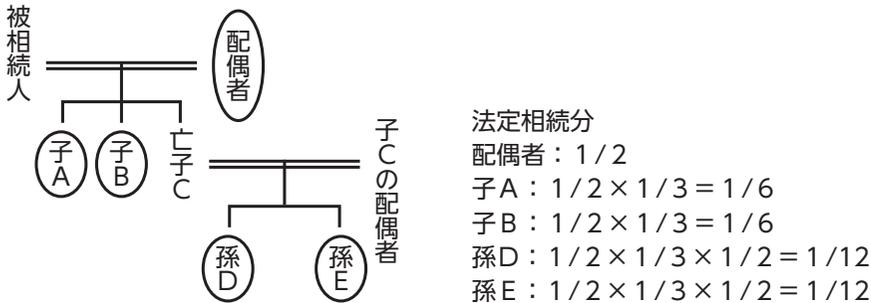
配偶者：1/2

子A： $1/2 \times 1/3 = 1/6$

子B： $1/2 \times 1/3 = 1/6$

子C： $1/2 \times 1/3 = 1/6$

被相続人が亡くなる前にその子どもが死亡している場合には、孫が相続人になります。孫も既に死亡している場合にはひ孫が相続人となり、下の世代へ代襲していきま。これを代襲相続といいます。



※上図では、亡子Cの法定相続分(6分の1)を代襲相続人である孫D・Eが均等按分します。同順位の相続人が複数いるときは、法定相続分はそれぞれ均等になります。

②子ども等はいないが親等(父母や祖父母等の直系尊属)がいる場合

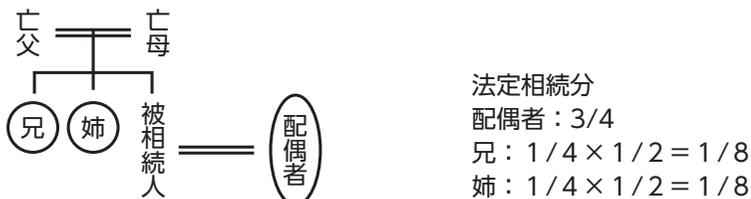
子ども等はいないが親等(父母や祖父母等の直系尊属)がいる場合には、第二順位の直系尊属である親等が相続人となります。父母がいるときは父母が、父母ともに死亡しているときは祖父母が相続人になります。配偶者と親等が相続人の場合の法定相続分は、配偶者が3分の2、親等が3分の1(両親とも健在のときは3分の1を均等按分)です。



③子ども等も親等もない場合

子ども等も親等もない場合には、第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が死亡している場合は甥や姪が相続人になります。なお、甥や姪が死亡しているときは甥や姪の子どもは相続人になりません。

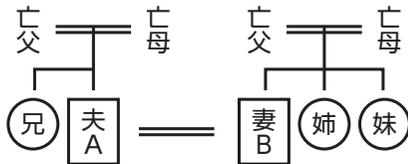
配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合の法定相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1(兄弟姉妹が2人以上いるときは4分の1を均等按分)です。



〈ケーススタディ〉 一次相続・二次相続における相続人の範囲と法定相続分
 夫婦のうち最初の相続を一次相続、その後の配偶者の相続を二次相続といいます。
 夫婦の相続発生の際の順番により相続人の範囲と法定相続分が異なることがあるため、法定相続分どおりに分けると、財産の流れ(引き継ぎ方)は大きく異なる場合があります。
 次の2つのケースを紹介します。

(1) 兄弟姉妹が相続人になる場合の相続人の範囲と法定相続分

親族関係図



① 夫Aが一次相続、妻Bが二次相続の場合

一次相続・妻B: $3/4$ 、夫Aの兄: $1/4$

二次相続・妻Bの姉: $1/2$ 、妻Bの妹: $1/2$

※ 夫Aの兄は二次相続(妻Bが相続した夫Aの財産含む)の相続権なし

② 妻Bが一次相続、夫Aが二次相続の場合

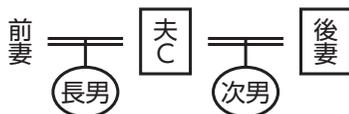
一次相続・夫A: $3/4$ 、妻Bの姉: $1/4 \times 1/2 = 1/8$ 、妻Bの妹: $1/4 \times 1/2 = 1/8$

二次相続・夫Aの兄のみ: 全部

※ 妻Bの姉と妹は二次相続(夫Aが相続した妻Bの財産含む)の相続権なし

(2) 前妻と後妻のそれぞれの子がいる場合の相続人の範囲と法定相続分

親族関係図



① 夫Cが一次相続、後妻が二次相続の場合

一次相続・後妻: $1/2$ 、長男: $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、次男: $1/2 \times 1/2 = 1/4$

二次相続・次男のみ ※ 長男は二次相続(後妻が相続した夫Cの財産含む)の相続権なし

② 後妻が一次相続、夫Cが二次相続の場合

一次相続・夫C: $1/2$ 、次男: $1/2$

二次相続・長男: $1/2$ 、次男: $1/2$

2 遺産分割と法定相続分

法定相続分どおりに遺産分割しなければいけないという取り決めはありません。どのような遺産分割を行うかは、相続人全員の合意の下、決めることができます。

コラム column

遺留分

1 遺留分の制度趣旨

遺言の内容は、遺言を遺す本人が自由に決めることができます。したがって、相続人のうちの1人だけに全ての財産を相続させるという遺言や、相続人以外の人に全ての財産を相続させるという遺言も可能です。しかし、それでは排除された相続人にとって不利益な事態となってしまいます。そこで、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護との調和のため、相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保するという制度が民法で定められています。この割合を「遺留分」といいます。

2 遺留分を持つ対象者

遺留分を持つのは、配偶者、子ども（その代襲者を含む）、親等（直系尊属）である相続人であり、兄弟姉妹に遺留分は与えられていません。

3 法定相続分と遺留分

法定相続分と遺留分は次のとおりです。

順位	相続人	配偶者		配偶者以外(※)	
		法定相続分	遺留分	法定相続分	遺留分
1	配偶者および子	1/2	1/2×1/2	1/2	1/2×1/2
	子のみ			全額	1/2
2	配偶者および直系尊属	2/3	2/3×1/2	1/3	1/3×1/2
	直系尊属のみ			全額	1/3
3	配偶者および兄弟姉妹	3/4	1/2	1/4	なし
	兄弟姉妹のみ			全額	なし
その他	配偶者のみ	全額	1/2		

※配偶者以外の者が複数いる場合には人数に応じて按分します。

4 遺留分の請求方法（遺留分侵害額請求）

自分の遺留分を侵害する遺言に関しては、受遺者や受贈者に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを主張できます。これを「遺留分侵害額請求」(※)といいます。特に決まりはありませんが、一般的には内容証明郵便によって請求します。相手が遺留分侵害額請求(※)に応じない場合には、家庭裁判所に調停(話し合い)の申し立てができます。遺留分侵害額請求(※)ができる期間は、相続開始および遺留分を侵害している遺贈・贈与があることを知ったときから1年、または相続開始から10年となります。

※2019年6月30日以前は遺留分減殺請求

FAQ

孫養子が代襲相続人である場合

Q

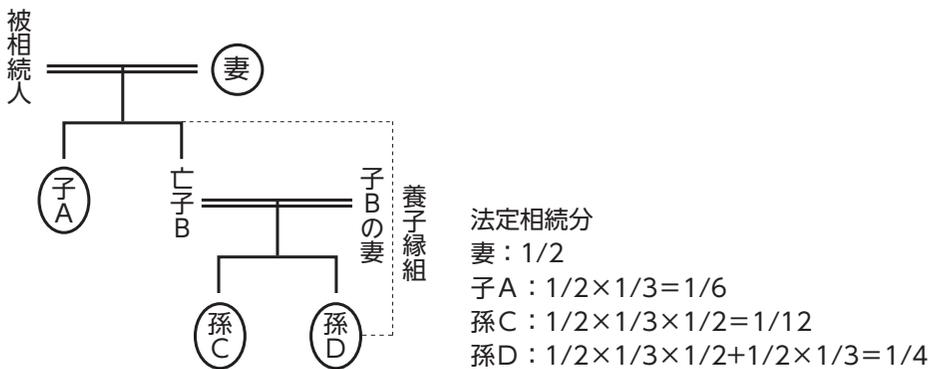
孫が養子になっています。一方で、子どもが既に亡くなっているため、その孫は代襲相続人でもあります。この場合に、孫の相続分はどのようになりますか？

A

・孫の相続分は、「養子」としての相続分と「代襲相続人」としての相続分を合計した相続分となります。

1 相続分

孫は「養子」と「代襲相続人」の両方の権利を持つため、相続分は、「養子」としての相続分と「代襲相続人」としての相続分を合計した相続分となります。



孫Dの相続分は、次の①と②を合計した1/4になります。

①既に死亡している子Bの代襲相続人としての相続分：

$$1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1/12$$

②被相続人の養子としての相続分： $1/2 \times 1/3 = 1/6$

2 相続税計算上の法定相続人の数

代襲相続人であり、かつ、被相続人の養子となっている者については、相続税計算上の「法定相続人の数」において、その者は実子1人として扱います。そのため、養子の数の制限 **P.243** には影響しません。

コラム column

非嫡出子

非嫡出子とは婚姻外で生まれた子どものことをいい、非嫡出子も相続人になります。女親の場合は、認知の手続きを経ることなく非嫡出子として相続できますが、男親の場合は、認知を受けなければ非嫡出子として相続できません。

非嫡出子が相続人になる場合の相続人の権利と法定相続分は次のとおりです。

相続発生時期	相続人の権利	法定相続分
2013年9月4日以前	あり	嫡出子の2分の1
2013年9月5日以後	あり	嫡出子と同じ

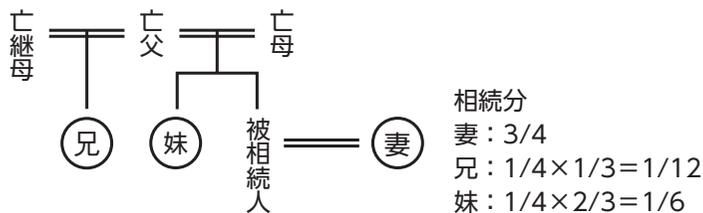
コラム column

全血兄弟姉妹と半血兄弟姉妹

全血兄弟姉妹とは、父母の両方が同じ兄弟姉妹のことをいい、半血兄弟姉妹とは、父母の一方のみが同じ兄弟姉妹のことをいいます。

半血兄弟姉妹も相続人となりますが、法定相続分は全血兄弟姉妹の2分の1です。

(例) 全血兄弟姉妹と半血兄弟姉妹の相続分



妹は、被相続人と父母が同じため、全血兄弟姉妹となります。

兄は、被相続人と母が異なるため、半血兄弟姉妹となります。

各相続人の相続分は、配偶者である妻が4分の3となり、残りの4分の1を兄弟姉妹で分けます。半血兄弟姉妹の相続分は全血兄弟姉妹の2分の1のため、4分の1のうち3分の1が半血兄弟姉妹である兄の相続分となり、4分の1のうち3分の2が全血兄弟姉妹である妹の相続分となります。

1

第2節 相続税

相続税がかかる場合

POINT

「相続税の課税価格」が「相続税の基礎控除額」を超える場合に相続税がかかります。

本来の相続財産		みなし相続財産	3年以内贈与財産(※1,※2)
非課税財産	債務・葬式費用	課税価格	



課税価格 > 基礎控除 → 相続税がかかる
課税価格 ≤ 基礎控除 → 相続税がかからない

基礎控除

- ※1 相続時精算課税による贈与財産を含みます。
- ※2 2024年1月1日以後の贈与から暦年課税贈与の加算期間は3年から7年に順次延長されます。(以下1において同じ)

1 相続税の課税価格

「本来の相続財産(金融資産・不動産・その他財産)」に「みなし相続財産(死亡保険金・死亡退職金等)」と加算される生前贈与金額(3年以内贈与財産・相続時精算課税による贈与財産)を加え、「非課税財産(死亡保険金のうち一定額等)」[P.246](#)と「債務・葬式費用」を差し引いた残額が「相続税の課税価格」です。

本来の相続財産とみなし相続財産：[P.245](#)、加算される生前贈与金額：[P.248](#)、
非課税財産：[P.246](#)、債務・葬式費用：[P.247](#)

2 相続税の基礎控除額

相続税が課税されない金額(基礎控除額)は次の算式で計算した金額です。

$$\text{相続税の基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

3 相続税の計算における「法定相続人の数」

①相続税の計算上法定相続人に含めることができる養子の数には制限があります。

被相続人に実子がいる場合・・・1人まで

被相続人に実子がいない場合・・・2人まで

ただし、民法上の特別養子や配偶者の連れ子を養子とした場合は実子として扱われ、養子の数の制限を受けません。

②相続放棄をした人がいたとしても、その放棄がなかったものとした場合の法定相続人の数です。

例えば、法定相続人3人のうち1人が相続放棄をしたとしても、相続税の計算においては、法定相続人は3人として取扱います。

③法定相続人の数には代襲相続人の数も含まれます。

2

第2節 相続税

相続税の対象となる財産(国内財産と国外財産)

POINT

- ①原則として、日本国内の財産も国外財産も相続税の対象です(全世界課税)。
- ②一定の場合には、日本国内の財産のみが相続税の対象となります。

相続または遺贈により財産を取得した者は、相続税の納税義務者になります。

相続税の対象となる財産の範囲は、納税義務者の住所地等により以下のように定められています。

被相続人 贈与者		相続人 受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし		
			一時居住者 【※1】	日本国籍あり		日本国籍 なし	
				10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし		
国内に住所あり			国内・国外財産に課税 (居住無制限納税義務者)	国内・国外財産に課税 (非居住無制限納税義務者)			
外国人被相続人・ 外国人贈与者【※2】			国内財産のみに課税 (居住制限納税義務者)	国内財産のみに課税 (非居住制限納税義務者)			
国内に住所なし	10年以内に 国内に住所あり		国内・国外財産に課税 (居住無制限納税義務者)	国内・国外財産に課税 (非居住無制限納税義務者)			
	日本 国籍 なし	非居住被相続人 【※3】 非居住贈与者 【※4】	国内財産のみに課税 (居住制限納税義務者)	国内財産のみに課税 (非居住制限納税義務者)			
		10年以内に国内に住所 のない非居住被相続人・ 非居住贈与者【※5】					

【※1】 相続・贈与時に在留資格を有し、相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下であるもの。

【※2】 相続開始時又は贈与時において、在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していた当該相続に係る被相続人又は当該贈与をした者をいう。

【※3】 相続開始の時にこの法律の施行地に住所を有していなかった当該相続に係る被相続人であって、当該相続の開始前10年以内のいずれかの時にこの法律の施行地に住所を有していたことがあるものうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの。

【※4】 贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかった当該贈与をした者であって、当該贈与前10年以内のいずれかの時にこの法律の施行地に住所を有していたことがあるものうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの。

【※5】 相続・贈与前10年以内に国内に住所を有していたことがないもの。

POINT

「相続税の対象となる財産」は「本来の相続財産」と「みなし相続財産」です。

1 本来の相続財産

相続時に存在する経済価値のあるものは有形、無形を問わず相続財産になります。本来の相続財産は、遺産分割の対象となる財産です。

財産の種類	財産の明細
土地	田、畑、宅地等
土地の上に存する権利	借地権、地上権、永小作権等
家屋	家屋および構築物
事業(農業)用財産	機械器具等の減価償却資産、商品等
有価証券	株式、出資、債券、受益証券等
現金、預貯金	現金、預貯金、小切手等
家庭用動産	家具、什器等
その他の財産	立木、未収金、著作権、電話加入権、生命保険契約に関する権利、定期金に関する権利等

2 みなし相続財産

本来、被相続人の財産ではありませんが、相続税の計算上、実質的に相続財産と考えられるものは、相続財産とみなして相続税の課税対象になります。みなし相続財産は、その財産を取得する人が決まっているため、遺産分割の対象にはなりません。

代表的なみなし相続財産は、次のものです。

①死亡保険金

被相続人の死亡により受取った死亡保険金のうち、被相続人が負担した保険料に相当する部分の金額

②死亡退職金

被相続人の死亡により受取った退職金で、被相続人の死亡後3年以内に支給額が確定した金額

③生命保険契約に関する権利

契約者および被保険者が被相続人以外である生命保険契約に関する権利(解約返戻金を受取る権利等)の価値のうち被相続人が負担した保険料に相当する部分の金額

POINT

その財産の性質・社会政策上の見地等から相続税の課税対象とすることが適当でないとしてされた一定の財産は、非課税財産として課税されません。

非課税財産の主たるものは次のとおりです。

1 墓地・仏壇・仏具等

墓地・仏壇・仏具等のうち、日常礼拝の用に供されるものは相続財産から除かれます。

2 死亡保険金のうち一定額（死亡保険金の非課税）

相続人が取得した死亡保険金にのみ適用され、非課税限度額は次のとおりです。

非課税限度額=500万円×法定相続人の数 [P.243](#)

なお、各相続人が受取った死亡保険金の合計額の総額が非課税限度額を超える場合には、非課税限度額を各相続人の受取金額の比（各相続人の受取金額の合計額÷各相続人の受取金額の合計額の総額）で按分した金額が各相続人の非課税限度額となります。

3 死亡退職金・弔慰金のうち一定額（死亡退職金の非課税）

①死亡退職金のうち一定額

相続人が取得した死亡退職金にのみ適用され、非課税限度額は次のとおりです。

非課税限度額=500万円×法定相続人の数 [P.243](#)

なお、各相続人が受取った死亡退職金の合計額の総額が非課税限度額を超える場合には、非課税限度額を各相続人の受取金額の比（各相続人の受取金額の合計額÷各相続人の受取金額の合計額の総額）で按分した金額が各相続人の非課税限度額となります。

②弔慰金

被相続人の死亡に伴い被相続人の勤務していた会社から受取る弔慰金等は、死亡退職金に該当すると認められるものを除き、次の金額までは相続税の課税対象としないこととされています。非課税金額を超える部分の金額は、死亡退職金として扱われます。

	弔慰金等に相当する金額
業務上の死亡の場合	被相続人の死亡時の普通月額給与×3年分
業務に基づかない死亡の場合	被相続人の死亡時の普通月額給与×6ヶ月分

相続税の計算上控除される「債務・葬式費用」

POINT

一定の相続人や包括受遺者が負担した被相続人の債務や葬式費用のうち一定のものは、相続税の課税価格の計算上差引くことができます。

債務控除の対象となる債務は、相続開始の時に確定しているものに限りません。

債務控除の対象となる債務・葬式費用の具体例は、次のとおりです。

債務控除の対象となる債務・葬式費用

	控除できるもの(※)	控除できないもの
債務	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金 ・未払医療費 ・被相続人にかかる未払所得税、住民税、固定資産税など ・賃貸アパートなどの預かり敷金 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地買入未払金 ・保証債務 ・団体信用生命保険付きローン ・遺言執行費用 ・相続にかかわる弁護士費用 ・相続にかかわる税理士費用
葬式費用	<ul style="list-style-type: none"> ・通夜費用 ・本(密)葬費用 ・葬式前後に生じた出費で通常必要と認められるもの ・遺体の搜索、運搬費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・香典返戻費用 ・墓碑や墓地の買入費用、墓地の借入料 ・法会費用 ・遺体解剖費用

※制限納税義務者については、控除できないものもあります。

相続税の計算上加算される「生前贈与金額」

POINT

- ① 相続等により財産を取得した人が相続開始前3年(※)以内に被相続人から贈与により取得した財産は、相続財産に加算して相続税を計算します。
- ② 被相続人から相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた財産は、贈与時期に関係なく、相続財産に加算して相続税を計算します。
- ③ いずれも、加算する金額は贈与時における財産評価額です。

※ 2024年1月1日以後の贈与は7年に順次延長されます。

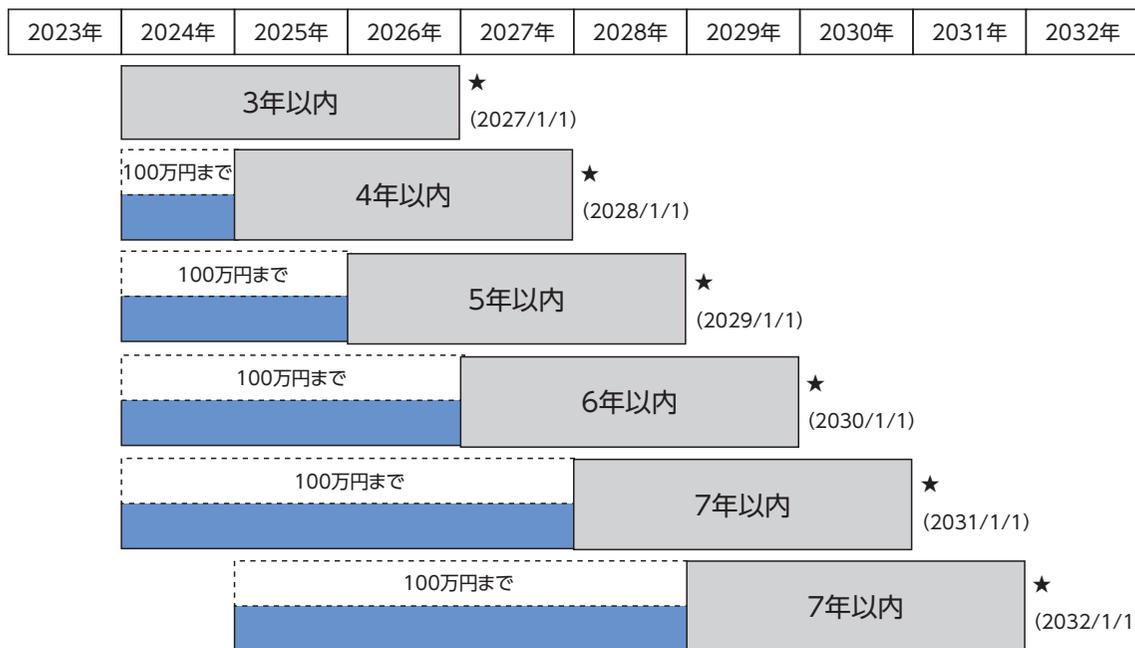
暦年課税による贈与があった場合と、相続時精算課税制度による贈与があった場合における、贈与者の相続発生時に相続税の計算上加算する対象者、加算する贈与財産、加算する金額、過去に支払った贈与税額の取扱いは下記の表のとおりです。

		一般の生前贈与(暦年課税)があった場合	相続時精算課税制度による贈与があった場合
対象者		・ 相続または遺贈により財産を取得した人 ※例えば、相続または遺贈により財産を取得していない孫は対象外。	・ 相続時精算課税制度を選択して被相続人から贈与を受けた人
相続財産に加算する贈与財産		・ 相続開始前3年(※1)以内に被相続人から贈与により取得した財産(なお、7年に順次延長時、相続開始前3年超7年以内に受けた贈与は総額100万円までは除く)	・ 相続時精算課税制度の適用を受けた被相続人からのすべての贈与財産累積額(各年分の110万円基礎控除以下の贈与について除く)(※2)
相続税の計算上の取扱い	加算する金額(評価額)	・ 贈与時の財産評価額を相続財産に加算	・ 贈与時の財産評価額を相続財産に加算
	過去に支払った贈与税額の取扱い	・ この加算対象財産の贈与時に支払った贈与税額は相続税額から控除されます(贈与税額控除) P.254 。	・ この加算対象財産の贈与時に支払った贈与税額は相続税額から控除されます P.257 。 ・ 贈与時に支払った贈与税額を控除し、控除しきれなかった金額は還付を受けられます。

※1 2024年1月1日以後の贈与は7年に順次延長されます。

※2 2024年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

加算対象期間の順次延長イメージ



★：相続発生

□：改正前の相続財産への加算対象期間の部分

□：延長の4年間(相続開始前3年超7年以内)に受けた贈与の合計額のうち総額100万円まで加算対象外となる部分

■：改正により追加となる加算対象期間の部分

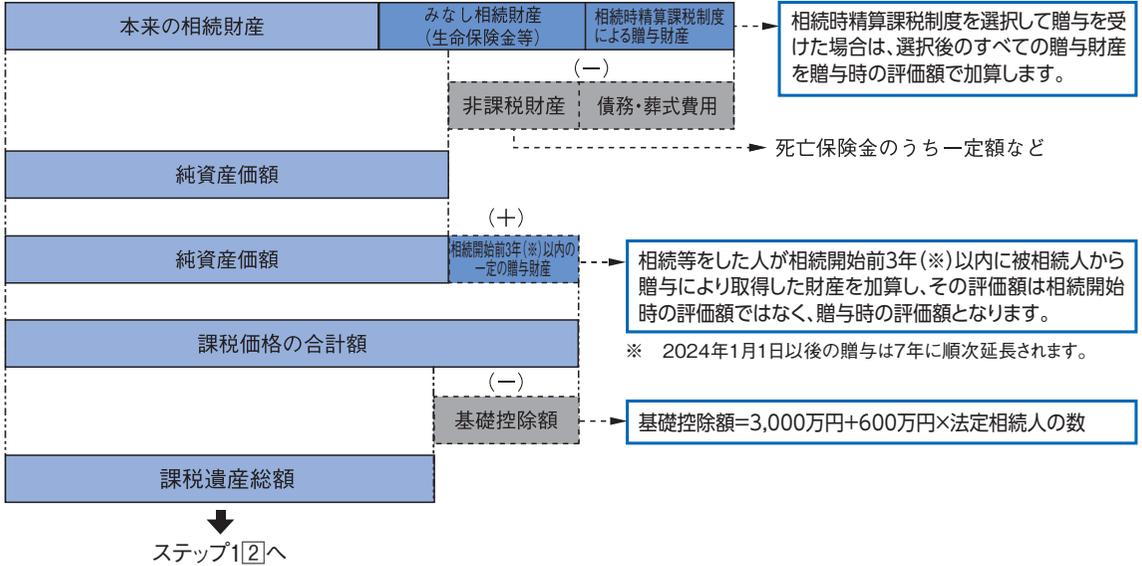
1

第3節 相続税の計算

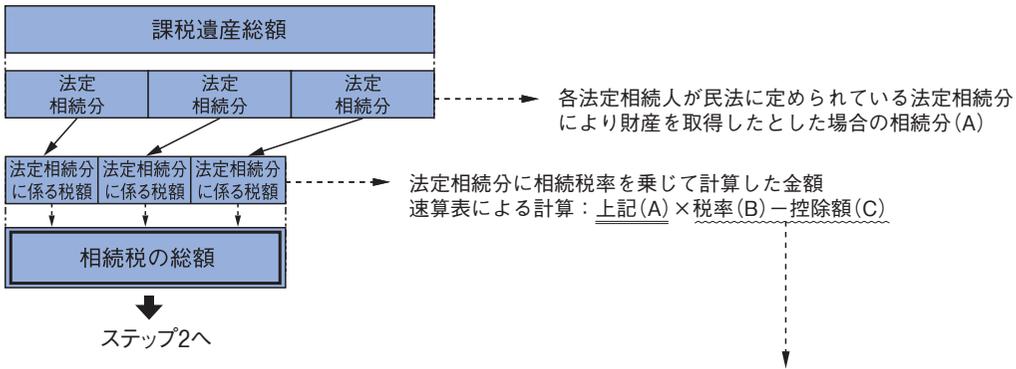
相続税計算の流れ

相続税の計算の流れは以下の通りです。

相続税計算 ステップ1①「課税遺産総額」まで



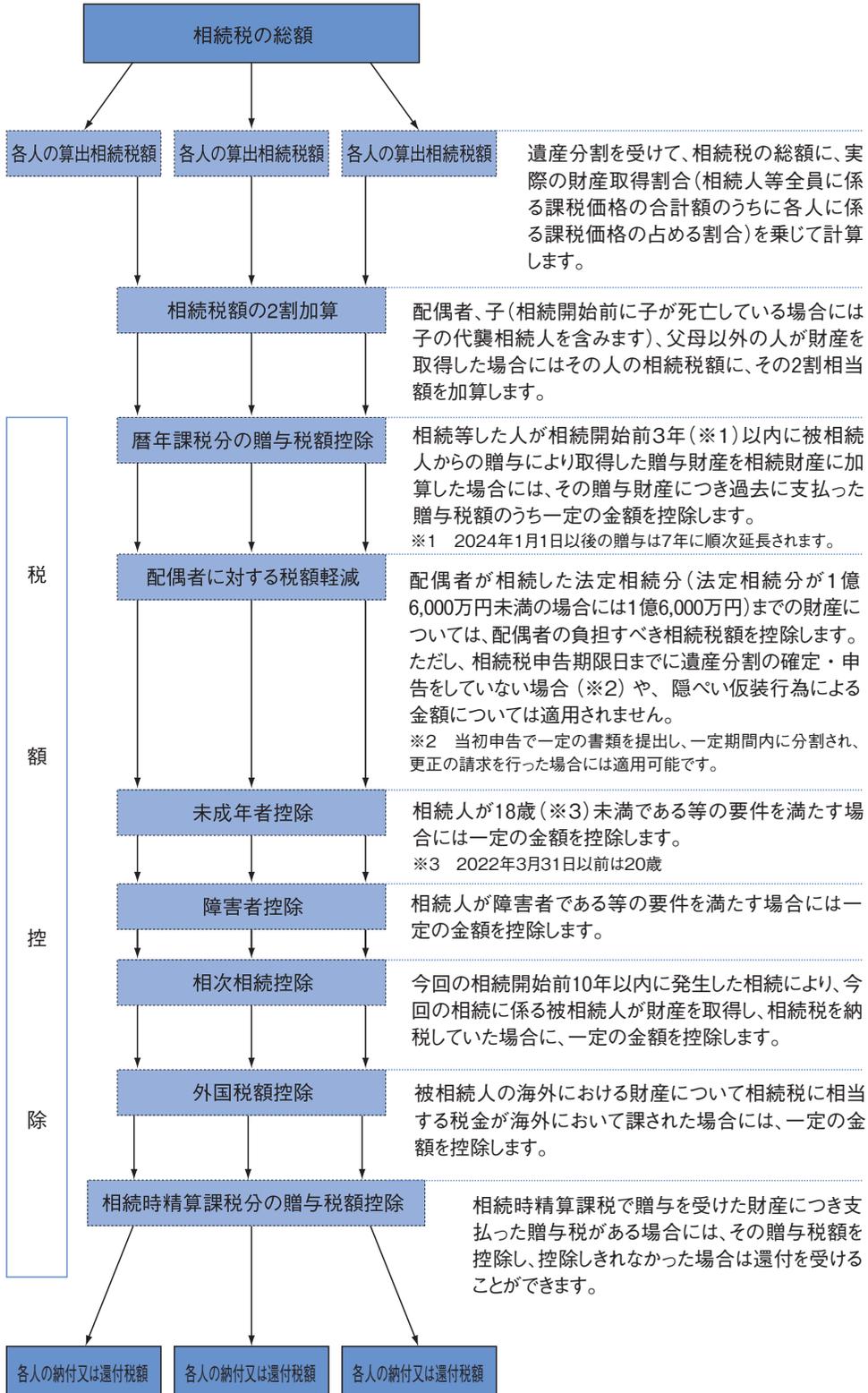
相続税計算 ステップ1②「相続税の総額」まで



〔相続税の速算表〕

法定相続分の各法定相続人の取得金額(A)	税率(B)	控除額(C)
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続税計算 ステップ2 「各人の納付税額」の計算



相続税の計算ステップ1:「相続税の総額」を求める

POINT

「相続税の総額」は実際の遺産分割にかかわらず、課税遺産総額を法定相続分どおりに相続したものと仮定して計算します。

1 課税遺産総額

次のように相続税率を乗ずる対象となる「課税遺産総額」を計算します。

- ① 「本来の相続財産」と「みなし相続財産」を合計し、「相続時精算課税制度による贈与財産」を贈与時の評価額で加算します。

本来の相続財産とみなし相続財産： [P.245](#)、不動産の評価： [P.309](#)、
有価証券の評価： [P.291](#)、加算される生前贈与金額： [P.248](#)

- ② 「非課税財産」と「債務・葬式費用」を差引きます。

非課税財産： [P.246](#)、債務・葬式費用： [P.247](#)

- ③ 「相続開始前3年(※)以内の一定の贈与財産」を贈与時の評価額で加算します。

加算される生前贈与金額： [P.248](#)

- ④ ③で計算した「課税価格の合計額」から「基礎控除額」を差引きます。

基礎控除額： [P.242](#)

①	本来の相続財産	みなし相続財産 (生命保険金等)	相続時精算課税制度 による贈与財産
			(-)
②		非課税財産	債務・葬式費用
	純資産価額		
			(+)
③	純資産価額	相続開始前3年(※)以内 の一定の贈与財産	
	課税価格の合計額		
			(-)
④		基礎控除額	
	課税遺産総額		

※ 2024年1月1日以後の贈与は7年に順次延長されます。

2 相続税の総額

次のように「相続税の総額」を計算します。

①各法定相続人の法定相続分に応じた取得金額の算定

「課税遺産総額」を各法定相続人が法定相続分どおりに相続したものと仮定して、各法定相続人の取得金額を算定します。

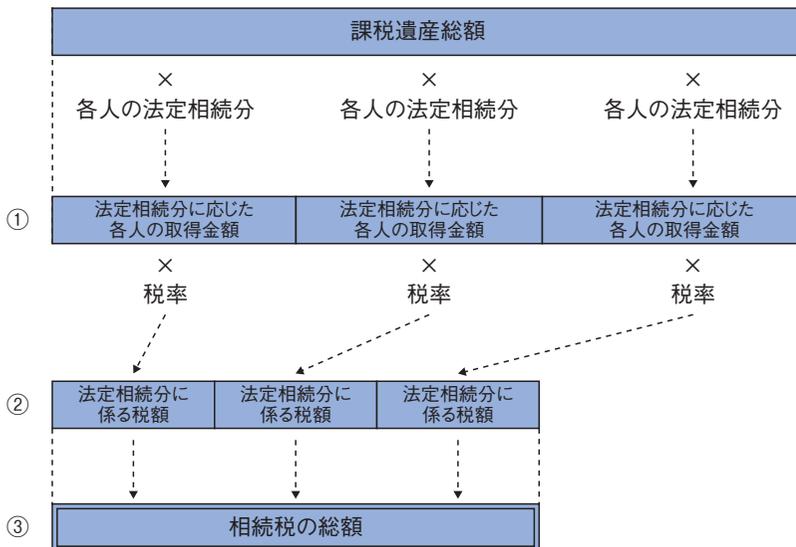
②各法定相続人の法定相続分に係る税額の算定

①で算定した各法定相続人の法定相続分に応じた取得金額に相続税率を乗じて、各法定相続人の法定相続分に係る税額を算定します。

③相続税の総額

②で算定した税額を合計したものが「相続税の総額」になります。

法定相続分どおりの相続と仮定して計算するため、実際の遺産分割にかかわらず「相続税の総額」が算定されます。



相続税の計算ステップ2:「各人の納付税額」を求める

POINT

- ① 「相続税の総額」を各相続人等が実際に取得した財産の取得割合により按分して、「各人の相続税額」を算出します。
- ② 「各人の相続税額」から各相続人の個別事情を考慮した調整を行い、「各人の納付税額」を計算します。

1 各人の相続税額

遺産分割の結果にもとづき、「相続税の総額」を各相続人等が実際に取得した財産の取得割合により按分して、各人の相続税額を算出します(算出相続税額)。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人が実際に取得した財産の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} = \text{各人の算出相続税額}$$

2 各相続人の個別事情による調整

① 「配偶者および一親等の血族」以外の相続人等(相続税の2割加算)

「配偶者」「被相続人の実子・養子(孫養子を除く)」「被相続人の父母」「代襲相続人となった孫(孫養子を含む)等の直系卑属」以外の人について、納付すべき相続税額は、各人の算出相続税額にその2割を加算した金額となります。

② 暦年課税分の贈与税額控除(生前贈与加算された人)

生前贈与加算(相続開始前3年(※)以内の贈与財産の加算)された人で、加算された財産について贈与時に贈与税の負担があった人が対象です。贈与税と相続税の二重課税の調整のためです。

※ 2024年1月1日以後の贈与は7年に順次延長されます。

負担した贈与税のうち次の算式で計算した金額を相続税額から控除します。

$$\text{受贈年の贈与税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格に加算した贈与財産額}}{\text{受贈年の贈与税課税価格(※)}}$$

※ 贈与税の配偶者控除を受けている場合には、控除後の金額

③ 配偶者の税額軽減

配偶者(相続を放棄した配偶者を含むが、内縁関係者は除きます)の相続後の生活保障等を考慮し、配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、1億6,000万円か、配偶者の法定相続分相当額の、どちらか多い金額までは配偶者に相続税がかからないとする税額軽減制度です。

配偶者の税額軽減額は、次の算式で計算します。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の(A)(B)のうちいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

(A)課税価格の合計額×配偶者の法定相続分(1億6,000万円以下の場合、1億6,000万円)
 (B)配偶者の実際の取得額

なお、税額軽減を受けるためには、遺産分割の確定と相続税の申告 **P.260** が必要です。

相続税の申告期限までに配偶者が相続することが確定していない財産(未分割の財産)については、配偶者も法定相続分に応じた相続税を納める必要があります。なお、当初の申告において一定の手続きを行うことで、原則としてその申告期限から3年以内に配偶者が相続することが確定した財産については税額軽減を受けることができます。遺産分割が行われた日の翌日から4ヶ月以内に申告のやり直し(「更正の請求」といいます)を行った場合には相続税の還付が受けられます。

FAQ

配偶者の税額軽減の活用方法

Q

配偶者の税額軽減の活用方法について留意点を教えてください。

A

課税価格が1億6,000万円以下の場合には、配偶者が相続財産をすべて取得すれば、結果的に相続税の負担はゼロとなります。しかし、次に配偶者に万一のことがあった場合(二次相続と呼びます)、配偶者がこの相続した財産をそのまま残してお亡くなりになると、思わぬ相続税の負担がかかることがあります。特に、配偶者の方が固有の財産を多額に所有している場合は、一次相続において「配偶者の税額軽減制度」を最大限活用するかどうかは、一次、二次相続の合計税額および配偶者のその後の生活費等の費消、配偶者の希望などを考えて、総合的に判断する必要があります

P.279 **P.280**。

④未成年者控除

法定相続人(制限納税義務者 [P.244](#))を除きます)が未成年の場合、次の算式で計算した金額を算出相続税額から控除します(日米租税条約により、米国在住者は一定の控除が可能)。

$$(18\text{歳}(\ast 1) - \text{未成年者の年齢}(\ast 2)) \times 10\text{万円}$$

※1 2022年3月31日以前は20歳

※2 年齢は相続開始時点で判定、1年未満の端数は切捨て(例 16歳8ヶ月→16歳)

⑤障害者控除

法定相続人(制限納税義務者および非居住無制限納税義務者 [P.244](#))を除きます)が障害者の場合、次の算式で計算した金額を算出相続税額から控除します(日米租税条約により、米国在住者は一定の控除が可能です)。

$$(85\text{歳} - \text{障害者の年齢}(\ast 1)) \times 10\text{万円} (\text{特別障害者}(\ast 2)\text{の場合は}20\text{万円})$$

※1 年齢の計算は上記④の未成年者控除と同様です。

※2 特別障害者とは、障害者手帳1級・2級など、一定の要件を満たす者をいいます。

⑥相次相続控除(10年以内に被相続人が相続して相続税を負担している場合)

被相続人が10年以内に財産を相続して相続税が課されている場合、次の算式で計算した金額を算出相続税額から控除します。これは同じ財産に相次いで相続税が課されることに対する調整です。

$$A \times \frac{C}{B - A} \left[\frac{100}{100} \text{ を超えるときは } \frac{100}{100} \right] \times \frac{D}{C} \times \frac{10 - E}{10}$$

A : 前回の相続により、今回の相続における被相続人が取得した財産(※1)に対して課せられた相続税額(※2)

B : 前回の相続により、今回の相続における被相続人が取得した財産の価額(※3)

C : 今回の相続により、相続人等の全員が取得した財産の価額の合計額(※3)

D : 今回の相続により、相続人が取得した財産の価額(※3)

E : 前回の相続から今回の相続までの年数(1年未満の端数切捨て)

※1 前回の相続時に相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を含む

※2 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産があるときは、贈与税を控除した後の金額

※3 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を含み、債務控除後の金額

⑦外国税額控除 (国外財産を取得した人)

被相続人の国外財産に海外の相続税に相当する税が課されている場合、「その国外財産に対し、外国で課された相続税に相当する税の額」を算出相続税額から控除します。

なお、「その国外財産に対し、外国で課された相続税に相当する税の額」が次の算式により計算した金額を超える場合には、次の算式により計算した金額を限度として算出相続税額から控除します。

$$\text{算出相続税額 (相次相続控除後)} \times \frac{\text{分母のうち外国にある財産の価額 (※1)}}{\text{相続税の課税価格 (※2)}}$$

※1 外国に所在する財産に係る債務は控除します。

※2 債務控除後および生前贈与加算前の金額に被相続人からの相続開始年分の贈与を加算した後の金額です。

⑧相続時精算課税分の贈与税額控除 (相続時精算課税制度により贈与を受けた人)

相続時精算課税制度による贈与を受けた人で、加算された財産の贈与時に贈与税負担があった人が対象です。相続時精算課税における贈与税は相続税の前払いであるため調整します。

負担した贈与税を相続税額から控除し、控除しきれない金額は還付されます。

相続税早見表

相続税の概算を把握する際には、相続税早見表が便利です。

1 被相続人に子どもがいるケース

① 相続人：配偶者と子どもの場合

(単位：万円)

課税価格 \ 子の数	1人	2人	3人	4人	5人
1億円	385	315	262	225	188
2億円	1,670	1,350	1,217	1,125	1,033
3億円	3,460	2,860	2,540	2,350	2,243
4億円	5,460	4,610	4,155	3,850	3,660
5億円	7,605	6,555	5,962	5,500	5,203
6億円	9,855	8,680	7,838	7,375	6,913
7億円	12,250	10,870	9,885	9,300	8,830
8億円	14,750	13,120	12,135	11,300	10,830
9億円	17,250	15,435	14,385	13,400	12,830
10億円	19,750	17,810	16,635	15,650	14,830
12億円	24,750	22,560	21,135	20,150	19,165
14億円	30,145	27,690	26,000	24,825	23,833
20億円	46,645	43,440	41,182	39,500	38,083

※配偶者の税額軽減の特例を法定相続分まで活用し、その他の税額控除はないものとする。

※子どもはすべて成人とし、孫の養子縁組はないものとする。

※1万円未満四捨五入

※「1人」の列以外は相続税額の合計金額を記載（以下、本ページ、次ページにおいて同じ）

② 相続人：子どものみの場合

(単位：万円)

課税価格 \ 子の数	1人	2人	3人	4人	5人
1億円	1,220	770	630	490	400
1.5億円	2,860	1,840	1,440	1,240	1,100
2億円	4,860	3,340	2,460	2,120	1,850
2.5億円	6,930	4,920	3,960	3,120	2,800
3億円	9,180	6,920	5,460	4,580	3,800
3.5億円	11,500	8,920	6,980	6,080	5,200
4億円	14,000	10,920	8,980	7,580	6,700
4.5億円	16,500	12,960	10,980	9,080	8,200
5億円	19,000	15,210	12,980	11,040	9,700
6億円	24,000	19,710	16,980	15,040	13,100
7億円	29,320	24,500	21,240	19,040	17,100
8億円	34,820	29,500	25,740	23,040	21,100
9億円	40,320	34,500	30,240	27,270	25,100
10億円	45,820	39,500	35,000	31,770	29,100
12億円	56,820	49,500	45,000	40,770	37,800
14億円	67,820	60,290	55,000	50,500	46,800
20億円	100,820	93,290	85,760	80,500	76,000

※税額控除はないものとする。

※子どもはすべて成人とし、孫の養子縁組はないものとする。

※1万円未満四捨五入

(例)課税価格5億円で配偶者が法定相続分を相続した場合における相続税額(一次相続、二次相続合計額)

家族構成=本人、配偶者、子3人

(イ)本人(一次)相続時

①①の表より、課税価格5億円で子3人の欄から 5,962万円。

(ロ)配偶者(二次)相続時

配偶者の固有財産がないものとする、配偶者の課税価格は2.5億円(一次相続5億円× $\frac{1}{2}$)。

①②の表より、課税価格2.5億円で子3人の欄から 3,960万円。

(ハ)合計 5,962万円+3,960万円=9,922万円

2 被相続人に子ども等や親等がないケース(兄弟姉妹が相続人になるケース)

①相続人：配偶者と兄弟姉妹の場合

(単位：万円)

課税価格 \ 兄弟の数	1人	2人	3人	4人	5人
1億円	251	213	182	150	125
2億円	1,089	999	923	855	797
3億円	2,183	2,016	1,936	1,860	1,784
4億円	3,410	3,162	3,037	2,955	2,873
5億円	4,757	4,422	4,246	4,125	4,036
7億円	7,607	7,122	6,831	6,660	6,524
10億円	12,119	11,457	11,045	10,748	10,499

※配偶者の税額軽減の特例を法定相続分まで活用し、その他の税額控除はないものとする。

※兄弟姉妹について「相続税の2割加算」後の税額。

※1万円未満四捨五入

②相続人：兄弟姉妹のみの場合

(単位：万円)

課税価格 \ 兄弟の数	1人	2人	3人	4人	5人
1億円	1,464	924	756	588	480
2億円	5,832	4,008	2,952	2,544	2,220
3億円	11,016	8,304	6,552	5,496	4,560
4億円	16,800	13,104	10,776	9,096	8,040
5億円	22,800	18,252	15,576	13,248	11,640
7億円	35,184	29,400	25,488	22,848	20,520
10億円	54,984	47,400	42,000	38,124	34,920

※税額控除はないものとする。

※「相続税の2割加算」後の税額。

※1万円未満四捨五入

相続税申告が必要な人

POINT

- ①「相続税の課税価格」が「相続税の基礎控除額」を超える場合には、相続税の申告が必要です。
- ②相続税の申告は、相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に行います。

1 申告義務者

相続税の課税価格の合計額が相続税の基礎控除額を超える場合には、遺産を取得した各相続人等は相続税の申告をしなければなりません。なお、申告の要否に使用する相続税の課税価格は、「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」を適用する前の価格です。

相続税の課税価格： [P.242](#)、相続税の基礎控除額： [P.242](#)

小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例： [P.318](#)

2 申告をしなければ適用が受けられない特例

次の特例の適用を受けるためには申告が必要です。

- ・配偶者の税額軽減制度： [P.254](#)
- ・小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例： [P.318](#)

なお、上記の特例を受けた結果、納付する相続税がゼロになったとしても、申告書を提出する必要があります。

3 申告期限

申告義務のある各相続人等は、その相続の開始があったことを知った日（通常、被相続人が亡くなった日）の翌日から10ヶ月以内に、被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署長に申告書を提出しなければなりません。

コラム column

相続税申告に必要な資料と入手先

相続税申告書の作成にあたっては、下記のような様々な資料を準備する必要があります。それぞれの資料については、写しを保管しておきましょう。

主な必要書類		入手先
相続関係人の確認書面		
被相続人	・ 戸籍謄本 (生まれてから亡くなるまでの分)	区・市役所等
相続人	・ 全員の戸籍謄本 (または法定相続情報一覧図の写し) ・ 相続人関係図 ・ 印鑑証明書	区・市役所等または法務局 — 区・市役所等
その他	・ 遺言書または遺産分割協議書	—
相続財産関係		
土地	・ 住宅地図 ・ 路線価図・評価倍率表 ・ 公図または実測図等、間口・奥行がわかるもの ・ 登記事項証明書 (登記簿謄本) ・ 固定資産評価証明書 ・ 貸地・借地の場合は賃貸借契約書	— 国税庁HP等 法務局 法務局 区・市役所等 —
建物	・ 登記事項証明書 (登記簿謄本) ・ 固定資産評価証明書 ・ 賃貸している場合には賃貸借契約書	法務局 区・市役所等 —
有価証券	・ 上場株式・公社債・投資信託等の残高証明書 ・ 取引相場のない株式 (イ) 相続開始直前期、直前々期および直前々々期 (計3期分) の決算書・申告書 (ロ) 会社所有の土地・建物の固定資産評価証明書	証券代行・証券会社等 関係会社 関係会社
預貯金等	・ 相続開始日の残高証明書 ・ 通帳 (相続発生直前の出金等を確認)	銀行等
生命保険金等	・ 生命保険金等の支払通知書 ・ 被相続人≠被保険者で被相続人が保険料を負担していた契約の資料	保険会社等
退職手当金等	・ 退職金・弔慰金の支払通知書	勤務先
事業用財産	・ 事業用財産の一覧表、決算書類	—
その他の財産	・ 未収給料・未収年金・未収家賃等の資料 ・ 貸付金等のその他の財産の資料	— —
債務	・ 借入金残高証明書 ・ 未払医療費の領収書 ・ 未払税金の領収書 (固定資産税・所得税・住民税等の納付書)	銀行等 — —
葬式費用	・ 支払領収書 ・ 支払日・支払先・支払金額等がわかるメモ	— —
その他	・ 過去3年間の確定申告書・財産債務調書または財産債務の明細書 ・ 相続開始前3年 (※) 以内の贈与財産の資料・贈与税申告書 ・ [相続時精算課税] の贈与税申告書 ・ 前回 (10年以内) の相続関係書面	— — — —

※ 2024年1月1日以後の贈与は7年に順次延長されます。

FAQ

申告期限まで(10ヶ月以内)に遺産分割が成立しない場合の相続税申告

Q

申告期限までに遺産分割が成立しない場合には、どのようにすればよいのですか？

A

- 遺産分割が成立しない場合でも相続税の申告義務があるときは、申告期限までに申告・納税をする必要があります。
- 遺産分割が成立していない段階では、「配偶者の税額軽減制度」や「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」を適用することができません。
- 遺産分割が成立した後、その分割に基づき再度申告を行います。

1 未分割での相続税申告

相続税の申告期限までに遺産分割が成立していない場合は、「法定相続人が法定相続分どおりに財産を取得したものとして」相続開始後10ヶ月以内に相続税の申告・納付を行わなければなりません。

2 特例の適用

「配偶者の税額軽減制度」や「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」等の適用を受けるためには、その適用を受ける財産について遺産分割が成立している必要があります。申告期限までに遺産分割が成立していない場合、これらの特例の適用を受けずに計算した高めの相続税をいったん納付することになります。

この場合、原則として相続開始後3年10ヶ月以内に遺産分割が成立すれば、特例の適用を受けて税額計算をやり直すことができますが、その期間を過ぎてしまうとこれらの特例は受けられません。

配偶者の税額軽減制度： [P.254](#)

小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例： [P.318](#)

3 更正の請求または修正申告

遺産分割が成立した段階で、その分割に基づき、再度相続人ごとの相続税を計算します。税金を納めすぎているときは遺産分割が成立してから4ヶ月以内に更正の請求をすることにより還付を受けられます。逆に、当初に納めた税金が少ないときは修正申告を行い、不足分を追加納税します。

コラム column

統計資料 (2021年分の相続税の申告の状況) でみる相続税

- ①亡くなった人のうち、相続税がかかった方の割合は全国平均9.3%でした。
- ②相続税の申告をした人の相続財産（課税価格）の全国平均は1億3,835万円、それについて支払った相続税額平均は1,819万円で、税負担割合は13.1%でした。
- ③相続財産の種類別金額の構成比率は、全国平均で土地33.2%、家屋5.1%、現金預金等34.0%、有価証券16.4%となっています。相続財産が多額であっても、不動産の占める割合が大きい場合は、納税に苦勞するケースが多くあります。

【国税局別、2021年相続税申告の状況】

	相続税 課税割合 (%)	相続税課税 価格平均	相続税額 平均	相続財産の種類別金額の構成比 (%)				
				土地	家屋	現金・預貯金等	有価証券	その他
全国	9.3	1億3,835万円	1,819万円	33.2	5.1	34.0	16.4	11.3
札幌国税局	5.0	1億2,323万円	1,422万円	20.1	5.8	46.2	13.7	14.3
仙台国税局	4.8	1億1,583万円	1,120万円	30.0	5.4	37.7	12.3	14.6
関東信越国税局	8.5	1億2,588万円	1,449万円	36.5	5.3	35.3	11.7	11.2
東京国税局	14.7	1億6,187万円	2,539万円	36.1	4.8	30.8	18.2	10.0
金沢国税局	8.0	1億1,713万円	1,182万円	25.9	5.2	38.3	15.6	15.0
名古屋国税局	11.9	1億2,976万円	1,519万円	35.6	5.4	32.7	15.3	10.9
大阪国税局	9.6	1億3,845万円	1,830万円	27.7	5.0	35.7	19.5	12.1
広島国税局	7.6	1億1,168万円	1,102万円	26.4	5.1	40.8	14.9	12.8
高松国税局	7.4	1億1,066万円	1,039万円	25.4	5.2	41.6	15.7	12.1
福岡国税局	5.9	1億2,709万円	1,451万円	30.1	6.2	35.5	15.2	12.9
熊本国税局	4.2	1億1,576万円	1,124万円	28.1	6.2	38.3	13.0	14.4
沖縄国税事務所	7.3	1億8,082万円	2,382万円	63.9	5.7	17.3	5.7	7.4

(出所) 各国税局等から公表された「2021年分の相続税の申告の状況について」より作成

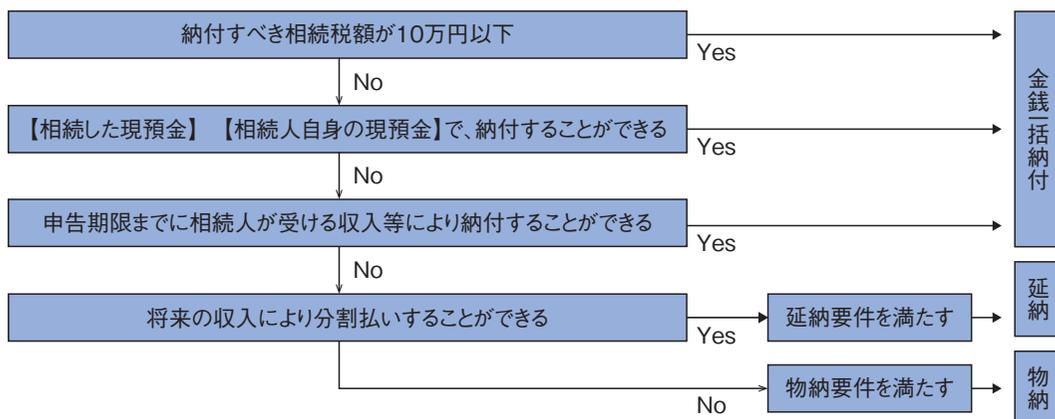
相続税の納付

POINT

- ① 相続税の納付方法は、原則、金銭一括納付です。
- ② 金銭一括納付が困難な金額について、分割払いとする延納制度が設けられています。
- ③ 延納によっても金銭納付が困難な金額について、物納制度が設けられています。

1 相続税の納付

相続税は、金銭一括納付が原則です。相続税の納付は、申告期限と同様に、相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に行わなければなりません。なお、相続税の納付期限までに金銭一括納付が困難である場合に、一定の要件を満たすと「延納」や「物納」が認められます。



2 延納

①要件

相続税を分割払いにする延納は、金銭一括納付が困難な金額を限度として認められます。延納の要件は、次のとおりです。

- ・ 相続した現預金および相続人の保有する現預金や換金容易な財産で一括納付することが困難である（生活費3ヶ月分については、納税に充てずに手許に残しておくことができる）。
- ・ 納付する相続税額が10万円を超える。
- ・ 担保を提供する（延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下の場合を除く）。
- ・ 相続税の納期限までに延納申請書に担保提供関係書類を添付して税務署長に提出する。

②延納期間および利子税

延納期間は、課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合により、最長5～20年と定められています。年1回の元金均等払いで分納し、延納税額について利子税がかかります。例えば、不動産等の価額が占める割合が50%未満の場合は、最長5年・年利0.7%(2022年の場合)です。また、繰上げ返済も可能です。

なお、延納許可を受けた相続税額につき、延納を継続することが困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、分納期限未到来の税額について延納から物納に変更することができます。

3 物納

①要件

相続財産そのもので納める物納は、延納によっても金銭納付が困難である場合に、金銭納付が困難な金額を限度として認められます。物納の要件は次のとおりです。

- ・延納によっても金銭納付が困難である。
- ・相続税の納期限までに物納申請書に物納手続関係書類を添付して税務署長に提出する。
- ・物納する財産が「物納適格財産」である。

②物納に充てられる財産

物納に充てられる財産は、相続により取得した国内財産に限られています。また、物納に充てる順番は次のとおり①→⑤と定められています。

順位	物納財産の種類	
第1順位	①	不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等(※)
	②	不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③	金融商品取引所に上場されていない社債券、株券、証券投資信託の受益証券(第1順位のものを除く)、貸付信託の受益証券
	④	金融商品取引所に上場されていない株券のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤	動産

※上記表中の上場株式等とは次に掲げる有価証券をいいます。

- (イ) 金融商品取引所に上場されている社債券、株券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、新株予約権証券、投資信託の受益証券(証券投資信託を除きます)、投資証券、特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券
- (ロ) 金融商品取引所に上場されていない投資法人の投資証券(※)、証券投資信託の受益証券(※)
 - (※)規約または約款に投資主または受益者の請求により払戻しまたは解約の請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められているものに限る。

相続対策の考え方

POINT

相続対策は「評価額対策」・「財産の移転対策」・「納税財源の確保対策」・「遺産分割対策」をバランスよく行うことが大切です。

1 評価額対策

不動産や未上場会社の株式などについては、生前に対策することで評価額を低くすることが可能なケースがあります。例えば、更地の土地に、賃貸建物を建て賃貸することで相続税評価額は下がります。

2 財産の移転対策

生前に子や孫等に財産を贈与して相続財産を減らすこと、将来値上がりする財産・収益を生む財産を早めに贈与することは、相続税の軽減対策として有効です。

3 納税財源の確保対策

相続人が相続した現預金または相続人自身の金融資産で将来相続税を納税できない場合には、どのように納税するのかについてあらかじめ目途をつけておくことが大切です。財産のうち不動産の占める割合が高い方には特に重要な対策です。

4 遺産分割対策

相続が発生した場合、相続人が2人以上いるときは遺産分割が必要になります。将来の遺産分割に備えて財産を分けやすくしておくことや、円滑な分割ができるよう遺言を書くことなど、将来の遺産分割に向けた対策が大切です。

5 総合的に考える

例えば、「評価額対策として、不動産を購入・建築し相続税は安く抑えることができたが、納税ができない、または資金繰りに苦勞する」、「生前贈与で子・孫に財産を早期に移転した結果、ご自身の生活財源が不足する」など、相続税が軽減されたとしても別の問題が生じては困ります。総合的に考えることが大切ですので、具体的な対策の立案や実行にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。

相続税評価額の引下げ対策

POINT

相続税の対象となる資産の評価ルールを知って相続財産の中身を見直すことにより、相続税評価額を引き下げられるケースもあります。

1 相続財産の中身の見直し

相続財産の種類ごとに評価ルールが決まっており、「時価は同額でも相続税評価額が異なる」ことがあります。評価ルールを知って相続財産の中身を見直すことも相続税の軽減対策の1つです。

下表は、「更地1億円と現預金1億円の場合」と、「更地に賃貸建物を1億円で建築し、賃貸した場合」の相続税評価額を比較したものです。

〈相続財産評価額の比較〉

相続財産	賃貸建物を 建築しない場合	賃貸建物を建築し、賃貸した場合	
		手許現預金で建築	借入金で建築
土地	1億円	7,900万円	7,900万円
建物		4,900万円	4,900万円
現預金	1億円		1億円
借入金			-1億円
相続税評価額合計	2億円	1億2,800万円	1億2,800万円

※借地権割合を70%、借家権割合を30%と仮定して貸家建付地の評価額を算定。

建物の固定資産税評価額を建築価額の70%、借家権割合を30%と仮定して賃貸建物の評価額を算定。

① 土地の用途変更

更地に賃貸建物を建築し賃貸している場合には土地評価額が下がります。具体的には、土地が「自用地」評価から「貸家建付地」評価に変わることで2割前後、評価額が下がります。

② 賃貸建物の建築

賃貸建物を建築することにより、財産の種類が現預金から建物に変わります。賃貸建物の評価額は建築価額の5割前後です。なお、建築資金は手持ちの現預金により捻出しても借入で賅っても、相続税に与える効果は同じです。

2 評価引下げ対策の留意点

相続税の評価引下げを目的としてアパート等を建築しようとする場合には、事前に「賃貸事業」として成功するか否かを慎重に検討することが重要です。アパート等を建築すれば相続税は軽減されますが、予定していた賃貸収入が入らないために余計な資金負担や心労が増えたのでは、相続対策として成功とはいえません。

生前贈与による対策

POINT

- ①年数をかけてコツコツ多くの人に生前贈与する方法は、相続税の軽減対策として有効です。
- ②将来、高い相続税が課されるケースでは、贈与税を支払って行う生前贈与も有効な対策です。

1 贈与税基礎控除を活用した生前贈与

一般的に行われている相続対策に、子どもや孫に対する生前贈与があります。贈与税には受贈者において年間110万円の基礎控除額が認められており、その範囲内であれば贈与税負担ゼロで財産を移転することができます。

下表は、純財産（財産-債務）が1億円で、相続人が子ども2人（配偶者なし）である場合に、贈与税基礎控除を使って生前贈与を行うケースと行わないケースでの負担税額を比較したものです。

〈贈与税基礎控除を活用した生前贈与の効果 ー計算ケーススタディー〉

ケース1：生前贈与を行わなかった場合

ケース2：2人の子どもに年間100万円ずつ10年間、合計2,000万円を現金贈与した場合

	生前贈与額	相続税の課税価格	相続税額
ケース1	－	1億円	770万円
ケース2	2,000万円	8,000万円	470万円

※贈与時から相続発生時まで評価額の変動はないものとします。

※生前贈与加算、贈与税額控除は考慮していません。

※相続時精算課税制度は選択していないものとします。

上記のケースでは、生前にコツコツと贈与することで、将来の相続税が770万円から470万円となり、300万円分の税負担が軽減されます。

2 贈与税を支払って行う生前贈与

相続税が多額にかかると予想される人については、ある程度贈与税を支払って行う生前贈与も有効な相続対策になります。

下表は、純資産（財産－債務）が5億円で、相続人が子ども2人（配偶者なし）である場合に、生前贈与を行うケースと行わないケースでの負担税額を比較したものです。

〈贈与税を支払って行う生前贈与の効果 ー計算ケーススタディー〉

ケース1：生前贈与を行わなかった場合

ケース2：18歳（※）以上の2人の子どもに、年間500万円ずつ10年間、合計1億円を現金贈与した場合（※2022年3月31日以前は20歳）

	生前贈与額	贈与税額 ①	相続税の課税価格	相続税額 ②	合計税額 ①+②
ケース1	－	－	5億円	1億5,210万円	1億5,210万円
ケース2	1億円	970万円（注）	4億円	1億920万円	1億1,890万円

※贈与時から相続発生時までには評価額の変動はないものとします。

※生前贈与加算、贈与税額控除は考慮していません。

※相続時精算課税制度は選択していないものとします。

（注）「特例贈与（直系尊属からの贈与）」

- 子ども1人あたりの年間贈与税額
(500万円－110万円)×15%－10万円＝48.5万円
- 子ども2人、10年間合計の贈与税額
48.5万円×2人×10年＝970万円

上記のケースでは、生前に現金贈与することで、1億5,210万円－1億1,890万円＝3,320万円分の税負担が軽減されます。

3 生前贈与の留意点

子どもや孫に生前贈与を行う際には、後々の相続税の税務調査でトラブルにならないように、贈与した証拠を残し、贈与した財産は子どもや孫自身がしっかり保管・管理することが重要です。また、贈与の証拠を残しておくという観点からは、贈与税の基礎控除（年間110万円）を上回る贈与を行い、贈与を受けた子ども等が贈与税の申告・納付を行うのも一つの方法です。

名義を子ども等に変えるだけでは「贈与」になりませんので、ご注意ください。

円滑な遺産分割のために

POINT

- ①相続人のその後の生活や個々の家庭の事情などを総合的に考慮して、財産を将来分けやすい状態にしておくことは大切です。
- ②遺言は遺産分割の対策として有効です。その際、各人ごとに相続税の納税財源の確保も併せて検討することが大切です。

1 将来の遺産分割を見据えた財産形成

遺産分割時にトラブルにならないように、できるだけ将来の相続のことを考えて財産形成していくことも大切です。例えば、不動産を購入する際に家族全員の共有持分で購入したり、1つの不動産を生前に子ども2人に持分贈与して共有不動産にしたりすると、将来の相続時に遺産分割でトラブルになったり、その後「共有」ゆえの悩みをかかえる可能性があります。財産はなるべく将来分けやすい状態にしておく方が良いでしょう。

2 遺言書の作成

遺産分割を円滑に行うために生前に遺言書を作成しておくことは大変有効な手段です。なお、遺言書を作成する際は、全財産のリストアップはもちろんのこと、自分が今後消費する金融資産のこと、家族全体の取得財産のバランス、相続税の納税などの総合的な見地からの十分な検討が必要です。

3 相続税の納税を考慮した遺産分割、遺言書の作成

相続税は現金で納付することが原則です。不動産などの換金性が低い財産のみを相続する人は、納税が困難になる可能性があるため注意が必要です。

下表のように財産4億円に対し相続税が1億920万円かかる場合、財産合計でみれば相続財産の現預金2億円で納税が可能です。しかし、相続人ごとにみると、長女は相続した現預金で納税できますが、長男は現預金を相続していないため納税が困難になる可能性があります。

相続財産	合計	長男	長女
不動産(自宅・賃貸不動産等)	2億円	2億円	—
現預金	2億円	—	2億円
合計	4億円	2億円	2億円
相続税	1億920万円	5,460万円	5,460万円

POINT

- ①相続税の納付方法は、相続人ごとに事前に検討しておくのが良いでしょう。
- ②死亡保険金は、すぐに受取人に支払われるため、納税財源として有効です。

1 相続税の納付方法

相続税は相続開始後10ヶ月以内に現金で納付することが原則ですが、「延納」や「物納」の特例が認められています。ただし、これらの特例は、「金銭一括納付が困難な場合に延納が」、「金銭一括納付も延納も困難な場合に物納が」認められるもので、納税資金として十分な現預金を相続した場合や、相続人が元々多額の現預金を所有しているような場合には認められません。

延納、物納： [P.264](#) [P.265](#)

2 納付方法の検討

相続税の納税は相続人ごとに行いますので、その納付方法は相続人ごとに検討します。金銭納付が困難であり物納が認められる場合、条件のよい不動産を手許に残し、収益性・換金性の低い不動産等を物納できる可能性もあります。ただし、その財産が物納適格財産としての要件を備えていなければなりません。したがって、物納を希望する財産が、確実に納税に充てられるようにするためには、相続人ごとに事前に検討し、対策をしておくことが大切です。

3 死亡保険金(被保険者=被相続人)による納税財源づくり

①被相続人が契約者(保険料負担者)の死亡保険金による納税

死亡保険金は、受取人の固有財産であるため遺産分割の対象になりません。また、死亡保険金は相続発生後すぐに支払われるため、遺産分割が成立しない場合でも、受取人は死亡保険金を受取り、これを納税財源として活用することができます。

②相続人が契約者(保険料負担者)の死亡保険金による納税

生前に子どもに現金贈与をし、その現金により親を被保険者とする保険契約を締結するのも一つの方法です。この場合、親に万一のことがあった場合にその子どもが死亡保険金を受取るため、相続税の納税財源として活用することができます。

なお、子どもが受取った死亡保険金は相続税の対象ではなく、利益部分(死亡保険金のうち支払保険料を上回る部分)がその子どもの所得税等の対象となります。

FAQ

死亡保険金と相続税

Q

死亡保険金にかかる税金の取扱いおよび保険活用による相続対策の効果を教えてください。

A

- 死亡保険金は、遺産分割を行うことなく、死亡保険金の受取人として指定されている人に支払われます。
- 死亡保険金にかかる税金は、その契約形態(保険料負担者・受取人等)によって異なります。
- 契約者(保険料負担者)と被保険者が同一である契約に基づき支払われる死亡保険金は、相続税の対象ですが、受取人が相続人である場合には一定の非課税枠があります。

1 死亡保険金に係る税金の取扱い

契約形態	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	対象となる税金
1	父	父	母、子ども等	相続税
2	子ども	父	契約者である 子ども	所得税・住民税
3	母	父	子ども	贈与税

- 「契約形態1」 契約者(保険料負担者)と被保険者が同一である場合：保険料負担者である父親に万一のことがあったことにより支払われる死亡保険金は相続税の課税対象です。
- 「契約形態2」 契約者(保険料負担者)と死亡保険金の受取人が同一である場合：契約者たる子どもが受取る死亡保険金を一時金で受領した場合は一時所得になり、受取った死亡保険金から支払った保険料及び50万円を控除した金額の半分が所得税等の課税対象になります。年金で受領した場合は公的年金等以外の雑所得として課税されます。
- 「契約形態3」 契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金の受取人がすべて異なる場合：子どもが受取る死亡保険金は、保険料負担者である母親から子どもへの贈与となり、受取った死亡保険金全額が贈与税の課税対象になります。

2 遺産分割対策としての生命保険契約

「契約形態1」の保険金は受取人の固有財産であるとされており遺産分割の対象になりません。財産を遺したい人を死亡保険金の受取人に指定することにより、その受取人に死亡保険金(現金)を渡すことができますので、生命保険契約における受取人の指定は遺言と似た効果があります。

3 相続税非課税枠の活用

①非課税枠の計算

「契約形態1」により相続人が受取る死亡保険金には、「相続税非課税枠」が設けられています。

500万円×法定相続人の数(※)=非課税限度額

※相続税基礎控除計算における「法定相続人の数」 **P.243** と同じ

②相続税非課税枠の効果

相続人子4人、財産2億円のケースで生命保険に全く加入していない場合と、一時払いの保険料2,000万円、死亡保険金2,000万円(受取人は相続人)の保険に加入している場合の相続税額の比較です。

	(イ)生命保険に加入しない場合	(ロ)生命保険に加入した場合
相続財産	2億円	2億円(※)
保険金の相続税非課税枠	—	△2,000万円
相続税の課税価格	2億円	1億8,000万円
相続税額	2,120万円	1,720万円

※(現在の財産2億円) - (支払い保険料2,000万円) + (死亡保険金2,000万円)

上記のケースでは、保険金の相続税非課税枠を活用することで、400万円の税負担が軽減されます。

4 相続発生後すぐに使えるお金

預貯金は遺産分割協議が成立するまでは、相続人単独では引き出しや送金などの口座取引ができない場合が多いです。一方、死亡保険金は受取人が単独で請求できますので、相続発生後すぐに使えるお金となります。

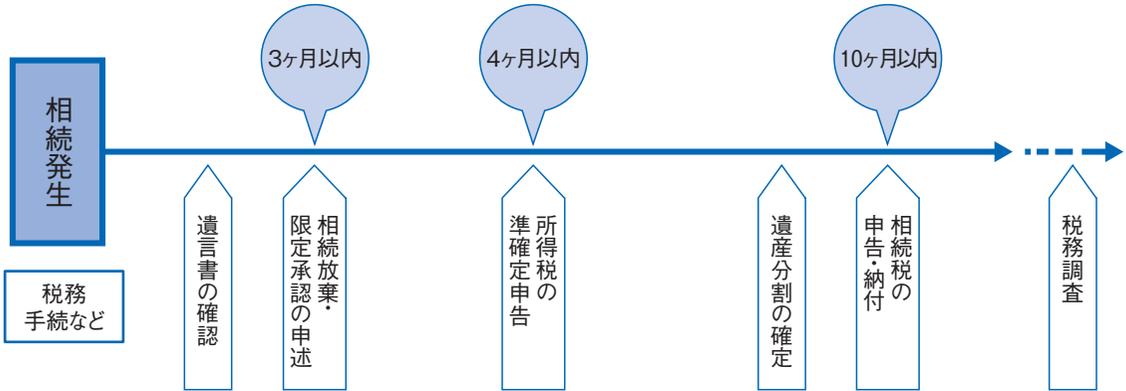
1

第6節 相続発生後の留意点

相続発生後にやるべきこと

POINT

- ① 相続発生後には、税務申告だけでなく、生活に関連する諸手続など、やるべきことが数多くあります。
- ② 期限に注意して手続を進める必要があります。



基本手続	死亡届、世帯主変更など
遺産を引き継ぐ手続	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の戸籍を確認(相続人の確定) ・遺産(相続財産)・債務(借入金など)をすべて把握 <p style="text-align: center;">遺産・債務の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引のあった金融機関の確認 ・貸金庫の確認 →残高証明書・各種料金の請求に関する引落し口座の変更など
受取る手続	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険(死亡保険、年金保険、医療保険)手続 ・葬祭料(埋葬料)、高額療養費、遺族年金、未支給年金などの社会保険手続
生活関連手続	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証などの返却 ・公共料金の名義変更 ・火災保険の名義変更 ・自動車の名義変更 ・クレジットカードの解約 ・パスポートや運転免許証の返却 ・デパートやスポーツ施設の会員退会 など

1 相続発生直後に行う手続き（遺言書の確認）

遺言書の有無により、相続発生後の手続きが異なるため、まず遺言書の有無を確認します。遺言書が「公正証書遺言」以外の場合、最初に家庭裁判所の「検認」手続きを受ける必要があります（2020年7月10日以降、法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づき保管される自筆証書遺言については不要です）。

2 相続財産の把握

被相続人の財産を洗い出し、財産の全体像を把握します。

金銭で価値を見積もることができる財産は、すべて相続税の対象です。

例えば、現預金だけでなく土地・借地権・建物（登記の有無にかかわらず）・自動車・家財・死亡保険金（被相続人＝被保険者＝保険料負担者である契約）なども相続税の対象となります。

相続発生後の諸手続きは大変で、その時になって初めて手続きに必要な書類などを探すのでは相続人の負担が大きくなります。いざという時に、相続人が困らない様に、財産の所在・貸金庫の存在（場所）は、前もって明らかにしておくといった工夫が必要でしょう。

また、税金の世界は「名義」ではなく「実態」に着目します。子ども名義や孫名義の預金であっても、実際の所有者が被相続人である場合には、被相続人の相続財産として相続税の対象となるので注意が必要です。

3 相続人の確定

不動産の相続登記の申請手続きや被相続人名義の預金の払戻し手続きの際は、相続人の範囲を確認するため被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍や相続人全員の現在戸籍などの提出を手続きの都度求められます。

「法定相続情報証明制度」を利用する場合、相続人等は法務局（登記所）に必要な書類を準備して申出をすることで、被相続人の法定相続人に関する情報が記載された認証文付きの「法定相続情報一覧図の写し」の交付を受けることができます。これを利用することで、各種相続手続きを効率的に進めることができます。

4 相続発生から3ヶ月以内に行う手続き（相続放棄・限定承認の申述）

相続放棄または限定承認をしようとする相続人は、相続発生から3ヶ月以内に、家庭裁判所に一定の書類を提出する必要があります。

相続放棄、限定承認： **P.287**

5 相続発生から4ヶ月以内に行う手続き（所得税の準確定申告）

相続人は原則として、相続発生から4ヶ月以内に、被相続人のその年1月1日から亡くなった日までの所得について確定申告を行い、所得税を納付する必要があります。

準確定申告： **P.287**

6 遺産分割の確定

遺言書がない場合、相続人全員で遺産分割の協議を行い、合意が形成された場合には、遺産分割協議書を作成します。

遺言書がある場合、原則として、その遺言書どおりに遺産を相続します。

遺産分割を円滑に進めるために

相続税の申告期限までに遺産分割が確定していない場合には、小規模宅地等の特例および配偶者の税額軽減の特例などの適用を受けられず、高めの相続税をいったん納付することになります **P.262**。

したがって、相続税を申告する際には、遺産分割の話し合いにかかる時間を十分に確保できるよう早めに手続きを開始することが大切です。

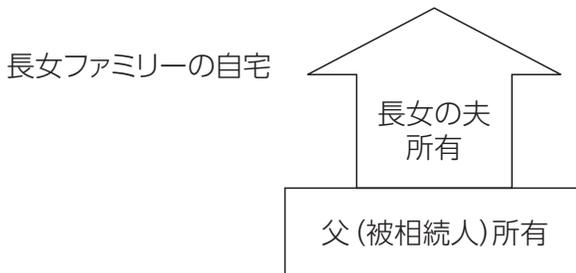
また、相続人が多いことなどにより、被相続人の生前に遺産分割協議が長期化することが予想される場合には、被相続人があらかじめ遺言書を作成しておいたり、生命保険を活用して財産の受取人を指定しておくことなどが有効です。

— 相続税の納税を意識した遺産分割を —

例えば、父（被相続人）所有の土地に長女の自宅があるケース。長女（結婚して専業主婦）が、父の相続に際し「他のものはいらぬから、自分の自宅が建っている敷地だけは欲しい」と主張したとします。

他の相続人も納得し、遺産分割協議書を作成しましたが、長女は自分の自宅敷地を相続するにあたり相続税を払う必要があること、自分には十分な預金も収入もないので相続税を払えないことを後になって知りました。この場合、長女の夫が代わりに相続税を納付すると、夫から長女に「贈与」があったものとして贈与税がかかることもあります。

遺産分割の際には、「あれが欲しい、これが欲しい」だけで決めるのではなく、相続税の納付も含めて総合的に検討することが大切です。



7 相続発生から10ヶ月以内に行う手続き（相続税の申告・納付）

相続税の課税価格が相続税の基礎控除額を超える場合には、相続または遺贈により財産を取得した者が、相続発生から10ヶ月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税申告書を提出し、相続税を納付する必要があります。

10ヶ月以内に相続税の申告、納付を行わないと無申告加算税や延滞税といったペナルティがかかりますので、早めに、計画的に相続税の申告、納付の手続きを進めることが大切です。

相続税の課税価格、相続税の基礎控除額： [P.242](#)

8 その他生活関連手続きなど

上記税務手続のほか、相続発生後は死亡届の提出から始まり、健康保険・介護保険・公的年金等社会保険に関する手続き、その他公共料金の名義変更などの様々な手続きが必要です。

また、被相続人の預貯金、有価証券などを相続人が引き継ぐ手続きもあります。

これらの手続きには期限が設けられていたり、必要書類や必要な印鑑、手続方法が異なるなど複雑で、時間と労力を要します。

9 税務調査

相続税を申告した後、税務調査が行われる場合があります。

税務調査は相続税を申告してから1～2年後にやってくるケースが多いので、相続税を申告した際の関係書類は大切に保管しておいてください。

また、税務調査では、生前贈与や不動産売買などのお金の動きについて確認をされることもありますので、説明できるよう、記録・証拠を残しておくことも大切です。

配偶者が相続するとよい財産(配偶者の税額軽減の活用)

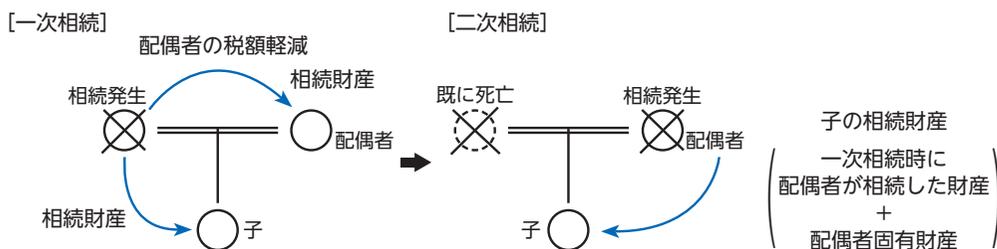
POINT

配偶者が相続する財産は、配偶者の希望や二次相続を考慮して決めることが大切です。

1 一次相続と二次相続の関係

一次相続で配偶者が相続した財産は、二次相続において配偶者の固有財産に合算されて相続税の対象となります。

したがって、配偶者が相続する財産は何がよいか、配偶者自身が多額の固有資産を有している場合はどのくらい財産を相続したらよいかなどについて、税金面から検討すること、そして何より配偶者の希望を考えて総合的に検討することが大切です。



2 配偶者の税額軽減

配偶者が相続した財産(課税価格)のうち、下記のいずれか大きい額までは「配偶者の税額軽減」により相続税が課税されません。

- ①配偶者の法定相続分相当額 ②1億6,000万円

3 二次相続税対策から見た一次相続で配偶者が「相続するとよい財産」

一次相続発生後、期間の経過とともに相続税評価額が下がる財産(自宅建物など)や、二次相続発生までに相続税対策をしやすい財産(生前贈与しやすい現金など)を配偶者が相続することが二次相続税対策となります。

4 配偶者はどのくらい財産を相続すべきか

配偶者自身が多額の固有資産を有している場合には、一次相続・二次相続合計で考えると、配偶者が財産を法定相続分まで相続しない方が税金面で有利になるケースもあります。

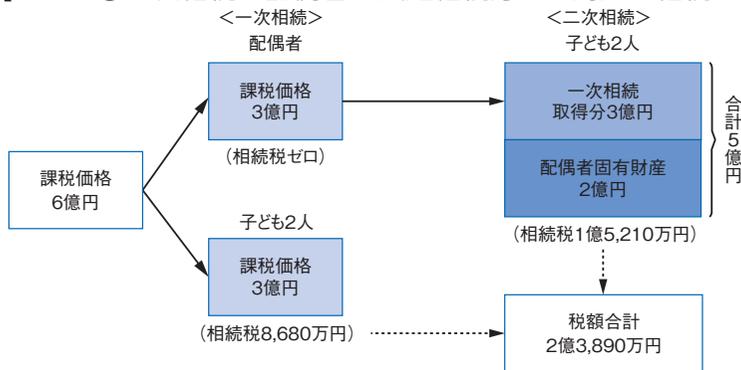
ケーススタディ

一次相続と二次相続(配偶者の固有財産が多額なケース)

【前提】

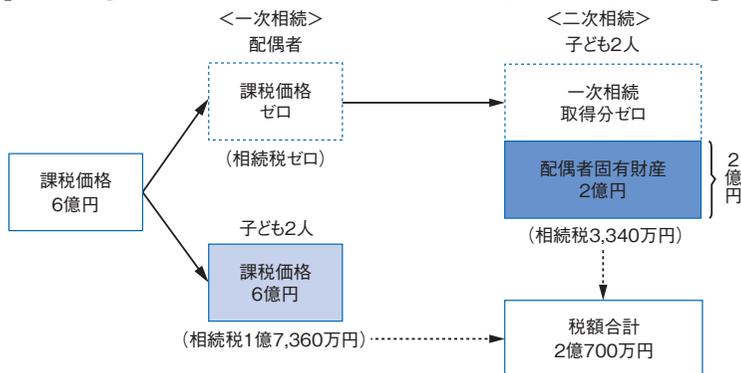
- ①一次相続における課税価格は6億円、配偶者の固有財産額は2億円
- ②法定相続人：配偶者と子ども2人の計3人
- ③配偶者が相続した財産・固有財産は、消費等せず、評価額も変わらない

【ケース①一次相続で配偶者が法定相続分まで財産を相続する場合】



●一次相続での税負担は少なくなりますが、二次相続での税負担が多くなります。

【ケース②一次相続で配偶者が一切財産を相続しない場合】



●一次相続での税負担は多くなりますが、二次相続での税負担が少なくなります。

- このケースでは、一次相続で配偶者が法定相続分まで財産を相続する場合に比べて、一次相続で配偶者が財産を相続しない、または相続分を減らすことで、一次・二次相続合計の税負担が少なくなります。
- 配偶者は、生活に必要な資金を消費していきますので、それらも考慮する必要があります。

POINT

- ①相続税の納付方法は、相続人ごとに判断するので、各人の事情を考慮して検討すべきです。
- ②遺産分割や相続税の納付方法の選択は、相続税納付後における資産構成がどうなるかを念頭に置きながら検討することが重要です。

1 相続税の金銭一括納付による資産構成の偏り

相続税は、「金銭一括納付」が原則ですが、延納や物納、一定の金額まではクレジットカードでの納税といった選択肢もあります。事前に納付方法をよく検討せず、ひとまず現金全てをかき集めて相続税を納付した結果、残った資産がほとんど土地であった、というケースも見受けられます。

相続税納付後の資産構成まで考慮して、納付方法を検討することが重要です。

2 納付方法の検討

納付方法は、相続人ごとに判断するので、各人が相続した財産により、それぞれ納付方法を検討する必要があります。

例えば、不動産ばかり相続し相続税が多額である場合は、不動産を一部売却して金銭一括納付をするか、延納・物納かという選択になります。相続税納税のために、いずれは不動産を処分しなければいけないケースでは、生前に売却するか、相続発生後に売却するか、の検討も必要です。その際、不動産の売却可能性・売却予想額・売却利益(売却損)に関する所得税の取扱い・年々課される固定資産税なども含めて多方面から検討しましょう。

相続発生前に、将来の相続税納付後の資産構成を予測し、各相続人の事情を十分に考慮して納付方法を検討しておくことが大切です。

延納、物納： [P.264](#) [P.265](#)

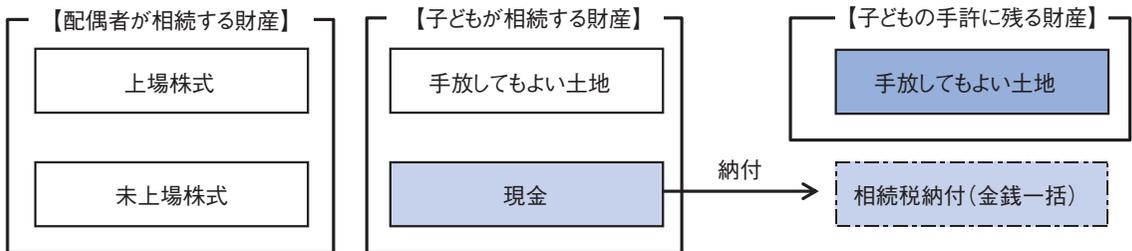
ケーススタディ

金融資産を手許に残して不要な土地を物納する

【前提】

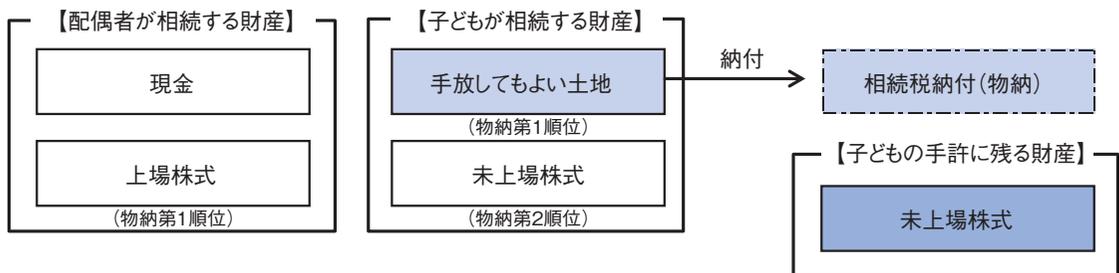
- ①相続人：配偶者と子どもの2人
- ②相続財産：「現金」、「上場株式」、「未上場株式」、「手放してもよい土地」
- ③相続人は現金を持っていない

【現金で納付するケース】



子どもが現金を相続した場合、その現金で相続税を納付することになります。結果、子どもの手許に残るのは「手放してもよい土地」となります。

【物納するケース】



子どもが「未上場株式」と「手放してもよい土地」を相続した場合、現金納付が困難であると認められ、かつ「手放してもよい土地」が物納適格財産の要件を満たすならば、この不要な土地を物納に充てることができます。結果、子どもの手許には「未上場株式」という金融資産が残ります。また、配偶者が相続した現金や上場株式を生前贈与で子どもに渡していくことにより、より多くの金融資産を子どもの手許に残すことができます。

土地の物納を考える場合は、その土地が物納要件を満たすか（隣地との境界線は確定しているかなど）事前のチェック・準備が必要です。

4

第6節 相続発生後の留意点

相続発生後の手続き

POINT

相続発生後には、死亡届の提出などの基本手続、相続税申告などの税務手続、その他公共料金の名義変更などの生活関連手続といった様々な手続きが必要です。

区分	手続	期限	窓口	
基本手続	死亡届の提出	7日以内	区・市役所など	
	死体火(埋)葬許可申請	7日以内	区・市役所など	
	世帯主の変更	14日以内	区・市役所など	
	国民健康保険(健康保険)保険証の返却	14日以内 (5日以内)	区・市役所など(勤務先)	
	国民健康保険の加入(勤務先の健康保険などの資格喪失をした方)	14日以内	区・市役所など	
財産を引き継ぐ手続	基本事項	相続人の確定 (戸籍謄本の取寄せ、法定相続情報証明制度の利用など)	すみやかに	本籍地の区・市役所、 法務局など
		預貯金の調査	すみやかに	銀行など
		不動産の調査	すみやかに	法務局など
		遺言書の検認(※)・開封	すみやかに	家庭裁判所・法務局
		遺産分割協議	すみやかに	相続人全員
	財産	預貯金の解約	遺産分割 協議後	銀行など
		有価証券(株式・投資信託・ 債券)の名義変更・売却	遺産分割 協議後	証券会社など
		不動産の相続登記	遺産分割 協議後	法務局
		貸金庫の開扉・解約	すみやかに	銀行など
	動産など	自動車の名義変更	遺産分割 協議後	運輸支局または 自動車検査登録事務所
		自動車保険の解約・名義変更	遺産分割 協議後	保険会社
		会員権の名義変更	遺産分割 協議後	ゴルフ場、 リゾートクラブなど
	住宅ローン	団体信用生命保険金の請求	3年以内	銀行など

※2020年7月10日以降、法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づき保管される自筆証書遺言については不要ですが、保管の有無の確認が必要となります **P.275**。

区分	手続	期限	窓口	
受取る手続	保険	死亡保険金の請求	3年以内(※)	保険会社
		入院保険金の請求	3年以内(※)	保険会社
		生命保険・損害保険の契約者の変更	遺産分割協議後	保険会社
	社会保険	遺族年金の請求	5年以内	年金事務所など
		未支給年金の請求	5年以内	年金事務所など
		高額療養費の請求	2年以内	区・市役所など／健保組合など
		埋葬料(葬祭費)の請求	2年以内	区・市役所など／健保組合など
勤務先	死亡退職金の受取り	すみやかに	勤務先	
生活関連	引き継ぐ手続	電気、ガス、水道などの公共料金 の名義変更、引落とし口座変更	すみやかに	各会社の所轄営業所など
		賃貸住宅の名義変更	すみやかに	不動産会社・家主・公団など
		電話の名義変更・加入権承継	すみやかに	契約している電話会社の窓口
	やめる手続	インターネットプロバイダの 名義変更・解約	すみやかに	プロバイダ各社
		その他、料金引落とし口座の 変更・解約	すみやかに	銀行など
		クレジットカードの解約	すみやかに	カード会社
		各種会員の退会手続	すみやかに	所属会
		パスポートの返却	すみやかに	旅券事務所
		運転免許証の返却	すみやかに	警察署
	税金	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	税務署
相続税の申告		10ヶ月以内	税務署	

※保険会社により異なります。

これらの様々な手続きには、期限が設けられていたり、必要書類や手続方法が異なるなど複雑で、時間と労力を要します。

相続税の税務調査

POINT

- ①相続税の税務調査は一般の家庭も対象となり、意図的に財産を隠すなどの悪質な場合に限られません。
- ②税務調査でトラブルとならないために、財産の名義人と所有者を一致させておくこと、生前贈与の証拠を残しておくことなどが大切です。

1 税務調査が行われる可能性について

一般的には、以下のような場合に税務調査が行われます。

- ①相続財産額が高額な場合
- ②相続財産のなかに土地や自社株などの評価が難しいものや財産の把握が難しいものがある場合
- ③被相続人の生前の収入に比して相続財産が少額な場合
- ④相続人等の収入に比してその人の名義財産(金融資産)が多額な場合

2 税務調査で問題となりやすい事項

一般の家庭で最も多い調査項目は「家族名義の預金等」です。

家族の「名義」となっている預金等であっても、実際には被相続人がその所有者であるものは被相続人の財産であるとされ、相続税の対象となります。

3 税務調査でトラブルとならないためにやるべきこと

例えば、生前贈与で子どもや孫に財産を渡す場合は、次のことに留意することが大切です。

- ①贈与の事実を子どもや孫にしっかりと説明する(贈与者と受贈者の意思確認)
- ②子どもや孫名義の通帳は、子どもや孫自身が管理・所有する
- ③将来説明できるように贈与の証拠を残す
- ④贈与税がかかる場合は、受贈者が贈与税の申告・納付を行う、など

4 統計資料

国税庁が公表している相続税調査に関する実績は以下のとおりです。

(a) 相続税の調査実績

項目	事務年度	令和3事務年度
①	実地調査件数	6,317件
②	申告漏れ等の非違件数	5,532件
③	非違割合(②/①)	87.6%
④	重加算税賦課件数	858件
⑤	重加算税賦課割合(④/②)	15.5%
⑥	申告漏れ課税価格	2,230億円
⑦	⑥のうち重加算税賦課対象	340億円
⑧	実地調査 1件当たり	申告漏れ課税価格 (⑥/①) 3,530万円

※「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものです。

(b) 申告漏れ相続財産の金額の内訳



(出典: 国税庁「令和3事務年度における相続税の調査等の状況」より抜粋)

令和3事務年度の相続税の税務調査件数(6,317件)のうち、申告漏れ等の件数は5,532件(約87.6%)であり、そのうち、重加算税(悪質な申告漏れ)が課された件数は858件(約15.5%)です。つまり、申告漏れを指摘されたケースの大部分は、意図的な財産隠しなどの悪質なものではなく、税務署側と納税者側との相続財産における認識の相違があったものと考えられます。

また、金融資産について申告漏れの指摘が多いのは、被相続人名義の金融資産について申告漏れがあったというよりも、「家族名義の金融資産」について、申告漏れの指摘を受けることが多いためと考えられます。

用語説明

1 相続放棄

相続放棄とは、プラスの財産も債務などのマイナスの財産も一切引き継がない手続きで、被相続人のプラスの財産より債務などのマイナスの財産が明らかに多い場合に有効です。手続きは、相続人各人で個別に行うことができます。

2 限定承認

限定承認とは、プラスの財産の範囲内で債務などのマイナスの財産を引き継ぐ手続きで、プラスの財産とマイナスの財産を比べ、どちらが多いか分からないような場合に有効です。

ただし、限定承認をした場合には不動産などを時価で売却したと仮定して、売却利益に対する所得税等を納付する必要があるため、限定承認するか否か、慎重な検討が必要です。

限定承認は相続人各人で個別に手続きをすることはできず、相続人全員で手続きを行う必要があります。

3 準確定申告

準確定申告とは、相続人等が被相続人の下記①・②の所得について行う確定申告のことです。相続発生から4ヶ月以内に申告・納付する必要があります。

- ①死亡した年分の所得（その年1月1日から死亡日までの間の所得）
- ②確定申告をしなければならない被相続人が、1月1日から確定申告期限（原則として3月15日）までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合は、死亡した年の前年分の所得

コラム column

所有者不明土地等の固定資産税にかかる対応措置

1 制度の趣旨

近年、人口減少や高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下、地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により所有者不明土地が全国的に増加しています。

2016年の調査では、所有者不明土地の面積は約410万haと推計されており、今後、相続発生件数の増加が見込まれ、所有者不明土地の更なる増加が想定されることから、政府全体として所有者情報の円滑な把握、所有者不明土地の発生の防止、円滑な活用の促進に取り組む措置が講じられました。

2 内容

固定資産税の賦課徴収について、所有者不明土地の増加により所有者の特定にかかると市町村の負担が大きくなっていることや、所有者が特定できない場合に課税ができず課税の公平性の観点から問題が生じていること等を背景に、固定資産税に関し下記の措置が講じられています。

(1)現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、市町村長は条例によりその土地又は家屋を現に所有している者に対して固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとし、当該申告について、固定資産税における他の申告制度と同様に市町村の条例により10万円以下の過料を科す罰則が設けられました。本制度は、2020年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。

(2)使用者を所有者とみなす制度の拡大

所有者不明の土地又は家屋について、市町村が一定の調査を尽くしてもなおその固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者に通知を行った上で、当該使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとされました。本制度は、2021年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

コラム column

図1 現に所有している者の申告の制度化

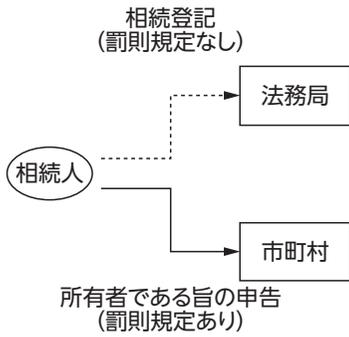
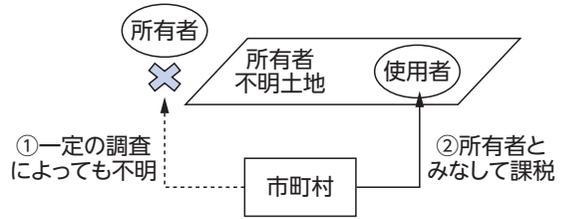


図2 使用者を所有者とみなす制度の拡大



相続税評価の原則

POINT

- ①相続税・贈与税における財産評価の原則は、「時価」です。
- ②評価の簡便性・安全性などの理由から、実際の財産評価は財産評価基本通達に基づいて行われますが、課税の公平性が損なわれる場合には「時価」で評価することになります。

1 時価評価

相続税・贈与税の税額を算出する場合、相続財産・贈与財産の価値を算定しなければなりません。相続財産の評価額は原則「時価」によることとされています。この時価は、相続であれば相続発生日の時価であり、贈与であれば贈与日の時価になります。

2 財産評価基本通達

相続税・贈与税における財産評価の原則は時価ですが、納税者が各種の財産の時価を容易に的確に把握出来ない場合もあります。

そこで、国税庁は、財産評価基本通達において財産の種類ごとの評価方法を定め、税務行政の取扱いを統一しこれを公開しています。実際の財産評価では、この財産評価基本通達に基づき評価を行います。

ただし、財産評価基本通達に基づき財産評価を行うと、逆に課税の公平性が損なわれるような場合には、原則に戻って時価により評価することになります。

上場株式等の相続税評価

POINT

上場株式等の相続税（贈与税）評価額は、課税時期の終値（取引価格）と課税時期の属する月以前3ヶ月の各月ごとの終値（取引価格）平均額のうち最も低い価額です。

1 上場株式の相続税（贈与税）評価

上場株式は、その株式が上場されている取引所^(※1)が公表する課税時期の終値^(※2)、あるいは、相場は毎日変動することから課税時期の属する月以前3ヶ月（相続発生月・前月・前々月）の各月ごとの終値平均額のうち最も低い価額で評価します。ただし負担付贈与等^(※3)によって取得した株式は、取得した日の終値^(※2)で評価します。

（例）課税時期が8月9日の場合

(イ)8月9日の終値^(※4) (ロ)8月の毎日の終値平均額 (ハ)7月の毎日の終値平均額
(ニ)6月の毎日の終値平均額：(イ)～(ロ)のうち最も低い価額となります。

※1 2以上の取引所に上場されている株式については、取引所を選択できます（課税時期の終値がある取引所に限ります）。

※2 権利落等がある場合には終値や各月の平均額の計算方法の特例があります。

※3 負担付贈与等とは、受贈者に一定の債務を負担させることを条件に行った贈与、または、個人間の対価を伴う取引のことをいいます。例えば資産と負債を抱き合わせで行う贈与です。

※4 8月9日が休日等で終値がない場合には、その後で最も近い日の終値とし、その終値が2つある場合にはそれらの平均額とします。

2 気配相場のある株式の相続税（贈与税）評価

①登録銘柄および店頭管理銘柄

登録銘柄および店頭管理銘柄の株式は、日本証券業協会が公表する課税時期の取引価格^(※1)、あるいは、相場は毎日変動することから課税時期の属する月以前3ヶ月の各月ごとの取引価格平均額のうち最も低い価額で評価します。ただし負担付贈与等^(※3)によって取得した株式は、取得した日の取引価格で評価します。

（例）課税時期が8月9日の場合

(イ)8月9日の取引価格^(※2) (ロ)8月の毎日の取引価格平均額 (ハ)7月の毎日の取引価格平均額 (ニ)6月の毎日の取引価格平均額：(イ)～(ロ)のうち最も低い価額となります。

※1 課税時期に取引価格がない場合や権利落等がある場合には特例があります。

※2 取引価格が高値と安値の双方について公表されている場合には、それらの平均額とします。

※3 負担付贈与等とは、受贈者に一定の債務を負担させることを条件に行った贈与、または、個人間の対価を伴う取引のことをいいます。例えば資産と負債を抱き合わせで行う贈与です。

②公開途上にある株式

株式の公開に際して公募や売出しが行われる場合には、その株式の公開価格によって評価します。公募や売出しが行われない場合には、課税時期以前の取引価格等を勘案して評価します。

未上場株式(取引相場のない株式・出資持分)の相続税評価

POINT

- ①未上場株式を取得する株主が「同族株主」に該当するか否か、そして評価会社の会社規模によって、未上場株式の評価方式が異なります。
- ②同族株主にとっての評価額は、会社の配当金額・利益金額・簿価純資産価額・時価純資産価額、加えて類似する業種の上場会社の株価等に応じて算定されます。

1 持ち株シェアで決まる未上場株式の評価

オーナー経営者一族(同族株主)にとっての1株と従業員・取引先等の少数株主(同族株主以外)にとっての1株では、未上場株式の価値(時価)は異なります。

株主	株式の価値	評価方式
同族株主	会社支配権	原則的評価方式(類似業種比準方式・純資産価額方式・併用方式)
同族株主以外	配当期待権	特例的評価方式(配当還元方式)。ただし、配当還元方式による評価額が原則的評価方式による評価額を超える場合には、原則的評価方式

2 同族株主にとっての株価

①会社規模と評価方式

同族株主にとっての未上場株式(自社株式)の評価額は、「会社規模(業種・従業員数・売上高・簿価総資産価額により決定)」により異なります。「大会社」は「類似業種比準価額」または「純資産価額」のいずれか低い価額、「中会社」と「小会社」は「純資産価額」または「2つの価額の折衷価額(折衷の割合は会社規模により異なる)」のいずれか低い価額です。つまり、どの会社も「類似業種比準価額」と「純資産価額」の算定が必要です。

会社規模と評価方式

会社規模	類似業種比準方式	併用方式		純資産価額方式
		類似業種比準価額	純資産価額	
大 会 社	○	—	—	○
中会社の大	—	0.90	0.10	○
中会社の中	—	0.75	0.25	○
中会社の小	—	0.60	0.40	○
小 会 社	—	0.50	0.50	○

なお、総資産のうち土地等を一定割合以上保有している会社(土地保有特定会社)、株式等を一定割合以上保有している会社(株式等保有特定会社)、などの特定会社等に該当する場合は、上表によらず、「純資産価額方式」等により株価を計算します。

また、評価会社が比準要素数1の会社に該当する場合、併用方式は上表によらず「類似業種比準価額×0.25+純資産価額×0.75」になります。

コラム column

事業承継税制 (自社株式の相続税・贈与税納税猶予制度)

1 創設の趣旨

経営者から後継者への自社株式の移転に伴う重い税負担が、中小企業における事業承継の妨げになっている可能性があることに鑑み、円滑な事業承継を支援する目的で2009年度税制改正により「非上場株式等に係る相続税（贈与税）の納税猶予制度」が創設されました。また、2018年度税制改正において、2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間^{*}に特例承継計画を提出して行われる、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の相続・贈与等について事業承継税制の特例制度が導入されました。

^{*}2022年度改正により提出期限が2024年3月31日まで延長されました。

2 事業承継税制・原則制度の内容

(1)相続税の場合

後継者が相続等により取得した非上場株式等^(※)のうち80%部分に対応する相続税額の納税を猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

^{*}発行済議決権株式総数等のうち3分の2に達する部分までが上限です。

主な適用要件

	相続時	申告期限から5年間	申告期限から5年経過後
先代経営者等 (被相続人)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと（代表権を有していた者以外の者については、親族・親族外を問わず、要件なし） ・複数人（代表者以外の者を含む）から後継者への承継も適用対象 ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者（後継者を除く）の中で最も多くの議決権数を保有していたこと 		
後継者 (相続人)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始時において会社の役員であること（※1） ・相続開始から5ヶ月後において、会社の代表者であること ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権数を保有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者であり続けること ・納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ毎年提出すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の時等まで納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ3年毎に提出すること
会社	<ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法（※2）における認定を受けた中小企業であること ・資産保有型会社、資産運用型会社（※3）に該当しないこと（事業実態があるものは除く） ・常時使用従業員数が1人以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の8割を維持すること（※4） ・年次報告を都道府県知事へ毎年提出すること など 	

↓
事業継続要件

※1 先代経営者等である被相続人が70歳未満で死亡した場合には役員要件不要

※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※3 資産保有型会社とは、総資産の帳簿価額に占める有価証券、不動産など特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。資産運用型会社とは、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。

※4 相続税申告期限後5年間の各年基準日における従業員数の平均で雇用の8割を維持していること（相続税申告期限後5年経過時点で判断します）。

コラム column

(2)贈与税の場合

後継者が一定の贈与により取得した非上場株式等^(※)に対応する贈与税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

※発行済議決権株式総数等のうち3分の2に達する部分までが上限です。

主な適用要件

	贈与时	申告期限から5年間	申告期限から5年経過後
先代経営者等 (贈与者)	<ul style="list-style-type: none"> 贈与の前のいずれかの時において会社の代表者であったこと(代表権を有していた者以外の者については、親族・親族外を問わず、要件なし) 贈与前に代表者を退任していること(贈与後引き続き、役員でも可) 複数人(代表者以外の者を含む)から後継者への承継も適用対象 同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者(後継者を除く)の中で最も多くの議決権数を保有していたこと 		
後継者 (受贈者)	<ul style="list-style-type: none"> 贈与の日において18歳以上であること(※1) 同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権数を保有すること 贈与の日において会社の代表者であること 贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその会社の役員であること 	<ul style="list-style-type: none"> 代表者であり続けること 納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること 継続届出書を税務署へ毎年提出すること など 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の時等まで納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること 継続届出書を税務署へ3年毎に提出すること
会社	<ul style="list-style-type: none"> 経営承継円滑化法(※2)における認定を受けた中小企業であること 資産保有型会社、資産運用型会社(※3)に該当しないこと(事業実態があるものは除く) 常時使用従業員数が1人以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の8割を維持すること(※4) 年次報告を都道府県知事へ毎年提出すること など 	

事業継続要件

※1 2022年3月31日以前の贈与については、贈与の日において20歳以上であることが要件となります。

※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※3 資産保有型会社とは、総資産の帳簿価額に占める有価証券、不動産など特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。資産運用型会社とは、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。

※4 贈与税申告期限後5年間の各年基準日における従業員数の平均で雇用の8割を維持していること(贈与税申告期限後5年経過時点で判断します)。

コラム column

3 事業承継税制・特例制度の内容 (2018年度税制改正により導入)

(1)相続税の場合

特例後継者が2018年1月1日から2027年12月31日までの間に相続等により取得した非上場株式等^(※)に対応する相続税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

※株式数の上限はなく、取得した全ての発行済議決権株式が適用対象になります。

主な適用要件

	相続時	申告期限から5年間	申告期限から5年経過後
先代経営者等 (被相続人)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと (代表権を有していた者以外の者については、親族・親族外を問わず、要件なし) ・複数人 (代表者以外の者を含む) から特例後継者への承継も適用対象 ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者 (特例後継者を除く) の中で最も多くの議決権数を保有していたこと 		
特例後継者 (相続人等)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始時において会社の役員であること (※1) ・相続開始から5ヶ月後において、会社の代表者であること ・代表権を有する複数人 (最大3人) への承継も適用対象 ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者 (他の特例後継者を除く) の中で最も多くの議決権数を保有することとなること (特例後継者が複数の場合、少なくとも10%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者であり続けること ・納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ毎年提出すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の時等まで納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ3年毎に提出すること
特例認定承継会社	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年4月1日から2024年3月31日までの間に特例承継計画 (※2) を都道府県に提出した会社であること ・経営承継円滑化法 (※3) における認定を受けた中小企業であること ・資産保有型会社、資産運用型会社 (※4) に該当しないこと (事業実態があるものは除く) ・常時使用従業員数が1人以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の8割を維持すること (※5、6) ・年次報告を都道府県知事へ毎年提出すること など <p style="text-align: center;">↓ 事業継続要件</p>	

- ※1 先代経営者等である被相続人が70歳未満で死亡した場合又は後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合には役員要件不要
- ※2 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。
- ※3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。
- ※4 資産保有型会社とは、総資産の帳簿価額に占める有価証券、不動産など特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。資産運用型会社とは、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。
- ※5 相続税申告期限後5年間の各年基準日における従業員数の平均で雇用の8割を維持していること (相続税申告期限後5年経過時点と判断します)。
- ※6 相続税申告期限後5年間に於いて雇用確保要件を満たさない場合であっても、一定の書類を都道府県に提出すれば、納税猶予は継続されます。

コラム column

(2)贈与税の場合

特例後継者が2018年1月1日から2027年12月31日までの間に一定の贈与により取得した非上場株式等^(※)に対応する贈与税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

※株式数の上限はなく、取得した全ての発行済議決権株式が適用対象になります。

主な適用要件

	贈与時	申告期限から5年間	申告期限から5年経過後
先代経営者等 (贈与者)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと(代表権を有していた者以外の者については、親族・親族外を問わず、要件なし) ・贈与前に代表者を退任していること(贈与後引き続き、役員でも可) ・複数人(代表者以外の者を含む)から特例後継者への承継も適用対象 ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者(特例後継者を除く)の中で最も多くの議決権数を保有していたこと 		
特例後継者 (受贈者)	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与の日において18歳以上であること(※1) ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者(他の特例後継者を除く)の中で最も多くの議決権数を保有することとなること(特例後継者が複数の場合、少なくとも10%) ・贈与の日において会社の代表者であること ・代表権を有する複数(最大3人)への承継も適用対象 ・贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその会社の役員であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者であり続けること ・納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ毎年提出すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の時等まで納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ3年毎に提出すること
特例認定承継会社	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年4月1日から2024年3月31日までの間に特例承継計画(※2)を都道府県に提出した会社であること ・経営承継円滑化法(※3)における認定を受けた中小企業であること ・資産保有型会社、資産運用型会社(※4)に該当しないこと(事業実態があるものは除く) ・常時使用従業員数が1人以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の8割を維持すること(※5、6) ・年次報告を都道府県知事へ毎年提出すること など <p style="text-align: center;">↓ 事業継続要件</p>	

※1 2022年3月31日以前の贈与については、贈与の日において20歳以上であることが要件となります。

※2 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

※3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※4 資産保有型会社とは、総資産の帳簿価額に占める有価証券、不動産など特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。資産運用型会社とは、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。

※5 贈与税申告期限後5年間の各年基準日における従業員数の平均で雇用の8割を維持していること(贈与税申告期限後5年経過時点と判断します)。

※6 贈与税申告期限後5年間に於いて雇用確保要件を満たさない場合であっても、一定の書類を都道府県に提出すれば、納税猶予は継続されます。

コラム column

4 事業承継税制の原則制度と特例制度の比較 (主要事項)

内容	原則制度	特例制度
① 納税猶予対象株式	発行済議決権株式総数の <u>3分の2</u> に達するまでの株式	取得した <u>全ての発行済議決権株式</u>
納税猶予税額	贈与の場合：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続の場合：納税猶予対象株式に係る相続税の80%	贈与の場合：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続の場合：納税猶予対象株式に係る相続税の全額
② 贈与者・被相続人の要件	(2018年度改正前)代表権を有する又は有していた先代経営者から、株式を承継する場合のみ適用対象 (改正後)複数人(代表者以外の者を含む)から後継者への承継も適用対象	複数人(代表者以外の者を含む)から特例後継者への承継も適用対象
後継者の要件	代表権を有している又は代表権を有する見込みである、 <u>後継者1人</u> への承継のみ適用対象	代表権を有する <u>複数人(最大3人)</u> への承継も適用対象
③ 雇用確保要件を満たさない場合	申告期限後5年間ににおける雇用の平均が、贈与時又は相続時の雇用の8割を下回った場合には納税猶予は打切りとなる	申告期限後5年間ににおける雇用の平均が贈与時又は相続時の雇用の8割を下回ったとしても、当該要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば納税猶予は継続される
④ 相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳(※)以上の者のうち、贈与者の子又は孫	贈与者(その年の1月1日において60歳以上)の推定相続人以外の者(同日において18歳(※)以上)である特例後継者も適用対象

※2022年3月31日以前は20歳

コラム column

5 猶予税額の納付と免除**(1) 納税猶予が打ちられ、猶予税額と利子税を納付しなければならない場合^{※1}**

- ① 申告期限から5年以内に猶予対象株式等の譲渡を含む事業継続要件を満たさなくなった場合
- ② 申告期限から5年経過後に猶予対象株式等を譲渡した場合^{※2}
- ③ 対象会社が合併により消滅した場合（一定の合併は除きます） など

※1 2015年1月1日以後の相続または贈与の場合、申告期限から5年間、適用要件を満たすことで、当初5年間の利子税は免除されます。

※2 特例措置について、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に一定の要件を満たしたときには、一定の猶予税額が免除されます。

(2) 相続税の猶予税額が免除される場合（一定の期限内に書類の提出が必要）

- ① 納税猶予を受けた後継者（特例後継者を含む、以下(2)及び(3)において同じ）が死亡した場合
- ② 申告期限から5年経過後以降に、後継者から次の後継者へ当該株式を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合
- ③ 申告期限から5年以内に身体障害等のやむを得ない理由により、後継者が代表者でなくなり、次の後継者へ当該株式を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合 など

(3) 贈与税の猶予税額が免除される場合（一定の期限内に書類の提出が必要）

- ① 贈与した先代経営者等が死亡した場合
- ② 先代経営者等の死亡前に、納税猶予を受けた後継者が死亡した場合
- ③ 申告期限から5年経過後以降に、後継者から次の後継者へ当該株式を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合
- ④ 申告期限から5年以内に身体障害等のやむを得ない理由により、後継者が代表者でなくなり、次の後継者へ当該株式を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合 など

コラム column

個人版事業承継税制（個人の事業用資産についての納税猶予制度）

1 創設の趣旨

2018年度税制改正で非上場株式等に係る事業承継税制が拡充されましたが、引退期を迎えた個人事業主の円滑な事業承継を促進するため、2019年度税制改正では、「個人の事業用資産についての相続税（贈与税）の納税猶予制度」が創設されました。

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間に承継計画を提出して行われる、2019年1月1日から2028年12月31日までの間の相続・贈与等が適用対象となります。

2 個人版事業承継税制の内容

(1)相続税の場合

特例事業相続人等が相続等により取得した「特定事業用資産」に対応する一定の相続税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

なお、相続時において宅地等につき個人版事業承継税制を適用する場合には、その特定事業用宅地等については小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例 **P.318** との重複適用ができないため、注意が必要です。

主な適用要件

被相続人	・相続発生前に青色申告の承認を受けていること
特例事業相続人等	・特例事業相続人等（承継計画（※1）に記載された後継者であって、経営承継円滑化法（※2）の認定を受けた者）であること ・相続発生後に青色申告の承認を受けること ・特定事業用資産を保有し、事業を継続すること ・相続発生直前において当該事業用資産に係る事業に従事していたこと
特定事業用資産	・宅地等（面積400㎡までの部分に限る） ・建物（床面積800㎡までの部分に限る） ・建物以外の減価償却資産（機械装置、工具器具備品、車両運搬具、什器等）（※3） ・無形償却資産 ・生物（乳牛等、果樹等） で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
事業内容	・不動産貸付事業等（資産保有型事業、資産運用型事業）及び性風俗関連事業を除く
適用前の届出・手続	・2019年4月1日から2024年3月31日までの間に承継計画を提出すること
適用時・適用後の届出・手続	・納税猶予額に相当する担保を提供すること ・相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署へ提出すること

※1 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画書をいいます。

※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※3 固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限ります。

コラム column

(2)贈与税の場合

特例事業受贈者が一定の贈与により取得した「特定事業用資産」に対応する一定の贈与税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

主な適用要件

贈与者	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の承認を受けていること ・相続時精算課税制度を使う場合は、贈与の年の1月1日において60歳以上であること
特例事業受贈者	<ul style="list-style-type: none"> ・特例事業受贈者（承継計画（※1）に記載された後継者であって、経営承継円滑化法（※2）の認定を受けた者）であること ・贈与税の申告期限までに青色申告の承認を受けること ・贈与の日において18歳以上であること（※3） ・特定事業用資産を保有し、事業を継続すること ・開業の届出書を提出していること ・贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、当該特定事業用資産に係る事業に従事していたこと
特定事業用資産	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地等（面積400㎡までの部分に限る） ・建物（床面積800㎡までの部分に限る） ・建物以外の減価償却資産（機械装置、工具器具備品、車両運搬具、什器等）（※4） ・無形償却資産 ・生物（乳牛等、果樹等） <p>で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産貸付事業等（資産保有型事業、資産運用型事業）及び性風俗関連事業を除く
適用前の届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月1日から2024年3月31日までの間に承継計画を提出すること
適用時・適用後の届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ・納税猶予額に相当する担保を提供すること ・贈与税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署へ提出すること

※1 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画書をいいます。

※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※3 2022年3月31日以前の贈与については、贈与の日において20歳以上であることが要件となります。

※4 固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限ります。

3 猶予税額の納付と免除

(1)納税猶予が打ちられ、猶予税額と利子税を納付しなければならなくなる場合

- ① 特定事業用資産に係る事業を廃止した場合
- ② 特定事業用資産の譲渡等をした場合 など

(2)猶予税額が全額免除される場合

- ① 特例事業相続人等（受贈者）が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合
- ② 申告期限から5年経過後に、次の後継者へ当該特定事業用資産を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合 など

(3)猶予税額が一部免除される場合

- ① 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
- ② 民事再生計画の認可決定等があった場合 など

公社債の相続税評価

POINT

- ① 上場公社債等は公表された最終価格等に既経過利息を加算する方法で評価します。
- ② 非上場公社債は発行価額に既経過利息を加算する方法で評価します。

1 利付公社債

① 上場利付債	取引所の公表する課税時期の最終価格等 + 既経過利息 (※1) (※2) (※4) (※5)
② 売買参考統計値銘柄に選定されている利付債	日本証券業協会の公表する 売買参考統計値 (平均値) + 既経過利息 (※1) (※3) (※5)
③ ①②以外の利付債	発行価額 + 既経過利息 (※1)

- ※1 既経過利息とは、課税時期に利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から、当該金額にかかる源泉徴収税相当額を控除した金額をいいます。
- ※2 複数の取引所に上場されている公社債については、原則として、東京証券取引所の最終価格としますが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの取引所の最終価格とすることができます。
- ※3 日本証券業協会が公表する「売買参考統計値」には4つの値 (平均値、中央値、最高値、最低値) がありますが、評価の際は課税時期の平均値を使用します。
- ※4 上場利付債で日本証券業協会において、売買参考統計値銘柄として選定されている利付債は、公表される売買参考統計値 (平均値) と取引所の最終価格のうちいずれか低い金額で評価します。
- ※5 課税時期に最終価格および平均値のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格または平均値のうち、課税時期に最も近い日の最終価格または平均値で評価し、その日に最終価格、平均値のいずれもある場合には、いずれか低い金額で評価します。

2 割引公社債

① 上場割引債	取引所の公表する最終価格等 (※1) (※2) (※3) (※4)
② 売買参考統計値銘柄に選定されている公社債	日本証券業協会の公表する売買参考統計値 (平均値) (※3) (※4)
③ ①②以外の公社債	発行価額 + 既経過償還差益 (※4) このときの既経過償還差益は以下の算式を基に計算します。 $\frac{\text{券面額} + \text{発行価額との差額}}{\text{相当する金額}} \times \frac{\text{発行日から課税時期までの日数}}{\text{発行日から償還期限までの日数}}$

- ※1 複数の取引所に上場されている公社債については、原則として、東京証券取引所の最終価格としますが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの取引所の最終価格とすることができます。
- ※2 上場割引債で日本証券業協会において売買参考統計値銘柄として選定されている割引債は、公表される売買参考統計値 (平均値) と取引所の最終価格のうちいずれか低い金額で評価します。
- ※3 課税時期に最終価格および平均値のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格または平均値のうち、課税時期に最も近い日の最終価格または平均値で評価し、その日に最終価格、平均値のいずれもある場合には、いずれか低い金額で評価します。
- ※4 課税時期において割引公社債の差益金額につき源泉徴収されるべき金額がある場合には、①～③の区分に従って評価した金額から、当該金額にかかる源泉徴収税相当額を控除した金額で評価します。

3 転換社債型新株予約権付社債（転換社債）

① 上場されている転換社債	取引所の公表する最終価格＋既経過利息（※1）（※2）
② 店頭転換社債として登録された転換社債	日本証券業協会の公表する最終価格＋既経過利息（※1）（※2）
③ ①②以外の転換社債	(1)(2)に該当しない転換社債 発行価額＋既経過利息（※1） (2)発行会社の株価（※3）＞転換価格の場合 発行会社の株価（※3）× $\frac{100\text{円}}{\text{転換価格}}$

※1 既経過利息とは、課税時期に利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から、当該金額にかかる源泉徴収税相当額を控除した金額をいいます。

※2 課税時期に最終価格がない場合には、課税時期前の最も近い日の最終価格で評価します。

※3 発行会社の株式が取引相場のない株式である場合には、次の算式によって修正した金額を発行会社の株価とします。

$$\frac{N + P \times Q}{1 + Q}$$

N = 評価通達の定めにより評価した発行会社の課税時期における1株当たりの価額
P = 転換価格
Q = 次の算式により計算した未転換社債のすべてが株式に転換されたものとした場合の増資割合

$$\frac{\text{転換社債のうち課税時期において権利行使されていないものの券面総額}}{\text{課税時期における発行済株式数}} \div \text{転換価格}$$

4 ディスカウント債

ディスカウント債は利付公社債と割引公社債の評価に準じて次のように評価します。

発行価額＋既経過償還差益＋既経過利息（源泉徴収税相当額控除後）

ただし、取扱金融機関が算出する予想売却価格が、上記算式により計算した価額を下回る場合には、予想売却価格で評価します。

5 個人向け国債

個人向け国債は、課税時期において中途換金した場合に支払いを受けることができる金額として次のように評価します。

$$\text{額面金額} + \text{経過利子相当額} - \text{中途換金調整額}$$

中途換金調整額は、課税時期が発行後いつの時点にあるかによって次のように計算します。

① 発行から半年未満の期間内に課税時期がある場合

$$\text{経過利子相当額} - (\text{初回の利子の調整額相当額})$$

② 発行から半年以上1年未満の期間内に課税時期がある場合

$$\text{初回の利子相当額} \times 0.79685 + \text{経過利子相当額} - (\text{初回の利子の調整額相当額})$$

③ 発行から1年以上1年半未満の期間内に課税時期がある場合

$$\text{中途換金日の直前2回分の各利子相当額} \times 0.79685 - (\text{初回の利子の調整額相当額})$$

④ 発行から1年半以上経過した後に課税時期がある場合

$$\text{中途換金日の直前2回分の各利子相当額} \times 0.79685$$

- ※ 経過利子相当額は源泉徴収税相当額を控除する前の金額です。
- ※ 購入時に初回の利子の調整額の払い込みが必要となる銘柄は、中途換金調整額から初回の利子の調整額が差し引かれます。発行日が土曜日などの銀行休業日に当たる場合には、その翌営業日が発行日となるため、初回の利子計算期間(6ヶ月間)に満たない日数の利子相当額を購入時に払い込むことにより調整されています。この額を「初回の利子の調整額」といいます。なお、2016年5月16日以降に発行された個人向け国債の初回の利子は、発行日から初回利払日までの期間に対応する金額を支払う方法に変更されたため、「初回の利子の調整額相当額」は差し引きません。

証券投資信託の相続税評価

POINT

- ① 上場証券投資信託は上場株式と同様の方法で評価します。
- ② 非上場証券投資信託は解約請求等をした場合に支払いを受けることができる価額で評価します。

1 上場証券投資信託の受益証券

上場証券投資信託の受益証券は取引所を通じて売買することになりますから、上場株式と同様の評価方法です **P.291**。

2 非上場証券投資信託の受益証券

① MRF等の受益証券

MRF等の日々決算型の証券投資信託の受益証券は、課税時期に解約請求等をした場合に証券会社等から支払いを受けることができる価額として、次のように評価します。なお、このような形態の証券投資信託の基準価額は、現在1口1円です。

$$\begin{array}{l} \text{1口当たりの} \\ \text{基準価額} \end{array} \times \text{口数} + \begin{array}{l} \text{再投資されていない} \\ \text{未収分配金 (A)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(A)につき源泉徴収} \\ \text{されるべき所得税・} \\ \text{住民税相当額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{信託財産留保額} \\ \text{および解約手数料} \\ \text{(消費税相当額を含む)} \end{array}$$

② ①以外の証券投資信託の受益証券

①以外の証券投資信託の受益証券は、課税時期に解約請求等をした場合に証券会社等から支払いを受けることができる価額として、次のように評価します。

$$\begin{array}{l} \text{課税時期の} \\ \text{1口当たりの} \\ \text{基準価額 (※1) (※2)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{口数} \\ \text{(※1)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税時期において解約請求} \\ \text{等をした場合に源泉徴収されるべき} \\ \text{所得税・住民税相当額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{信託財産留保額} \\ \text{および解約手数料} \\ \text{(消費税相当額を含む)} \end{array}$$

※1 1万口当たりの基準価額が公表されている証券投資信託については、算式中の「課税時期の1口当たりの基準価額」を「課税時期の1万口当たりの基準価額」と、「口数」を「口数を1万で除して求めた数」と読み替えて計算した金額とします。

※2 課税時期の基準価額がない場合には、課税時期前の基準価額のうち、課税時期に最も近い日の基準価額を課税時期の基準価額として計算します。

コラム column

外国証券の評価

1 評価方法

外国の証券取引所に上場されている株式は、国内の上場株式の評価方法に準じて評価します **P.291**。

2 邦貨換算

外貨建ての証券を評価する場合は、円貨に換算する必要があります。この円貨換算を行うときのレートは、原則として納税義務者の取引金融機関（銀行に限らず郵便局や証券会社等も含まれます）が公表する課税時期の対顧客直物電信買相場（TTB、課税時期にTTBがない場合には課税時期前のTTBのうち、課税時期に最も近い日のTTB）を使用します。

3 具体例

〈前提〉

8月9日相続発生、NY証券取引所上場のA社株式を100株保有

A社株式の価格 ①8月9日 62ドル ②8月の終値平均 64ドル
③7月の終値平均 60ドル ④6月の終値平均 61ドル

為替レート 8月9日のTTB 101円

まず、A社株式の評価を外貨ベースで行います。①から④の最も低い価額を使用しますので、6千ドル（60ドル×100株）となります。

次にこれを円貨に換算します。円貨換算は課税時期のTTBを使用しますので、評価額は60.6万円（6千ドル×101円）となります。

有価証券の相続税評価方法一覧

有価証券		評価方法		課税時期に終値等がない場合の取扱い	
(1)上場株式		金融商品取引所の課税時期における終値と課税時期の属する月以前3ヶ月間の各月の毎日の終値の月平均額の4つを比べて最も低い価額		課税時期の前後の直近の終値(直近の終値が2つある場合は平均)	
(2)気配相場等のある株式		日本証券業協会の公表する課税時期における取引価格(高値と安値の双方が公表されている場合は、その平均額)と(1)と同様の月平均額の4つを比べて最も低い価額		課税時期前直近の取引価格	
(3)取引相場のない株式		① 原則的な評価方法	大会社	類似業種比準方式または純資産価額方式	—
			中会社	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式	
			小会社	類似業種比準方式または純資産価額方式	
		② 特例的な評価方法(所有者が同族株主以外の場合)	(a)配当還元方式 $\frac{\text{1株当たりの直前期末以前2年間の配当金額の平均(1株を50円として換算)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$ (b) (a)の価額が①の価額を超える場合は①の価額		
		③ 株式等保有特定会社・土地保有特定会社等	純資産価額方式 (株式等保有特定会社は簡便方式(※1)によることも可)		
(4)公社債	①利付債	① 上場利付債	課税時期における最終価格+既経過利息		課税時期前直近の最終価格または平均値(いずれもある場合は低い価額)
		② 売買参考統計値銘柄に選定されている利付債	売買参考統計値(平均値)+既経過利息		
		③ ①②以外の利付債	発行価額+既経過利息		
	②割引公社債(※2)	① 上場割引債	課税時期における最終価格		課税時期前直近の最終価格または平均値(いずれもある場合は低い価額)
		② 売買参考統計値銘柄に選定されている割引債	売買参考統計値(平均値)		
		③ ①②以外の割引債	発行価額+既経過償還差益		

※1 評価額=S1+S2とする評価方式をいいます。

S1: その会社の保有株式等とその保有株式等にかかる受取配当金がなかったものとした場合の、原則的な評価方法を一定の条件下ではめて計算した金額

S2: その会社の保有株式等について財産評価基本通達の定めによって評価した価額から、評価差額に対する法人税等相当額を控除した金額

※2 課税時期において割引公社債の差益金額につき源泉徴収されるべき金額がある場合には、右記区分に従って評価した金額から、その差益金額にかかる源泉徴収税相当額を控除した金額で評価します。

有価証券		評価方法		課税時期に終値等がない場合の取扱い
(4) 公社債	③ 転換社債 型新株予 約権付社 債(転換社 債)	① 上場されている 転換社債	課税時期における最終価格+既経過利息	課税時期前直近の最 終価格
		② 店頭登録されて いる転換社債	日本証券業協会の公表する最終価格+既経過利息	
		③ ①②以外の転 換社債	発行価額+既経過利息 ただし、発行会社の株価(※)>転換価格 の場合 $\text{発行会社の株価} \times \frac{100\text{円}}{\text{転換価格}}$ ※相続税等計算時の評価額。ただし、取引相場のない株式の場合は一定の修正を加えた額	
	④ ディスカウ ント債	発行価額+既経過償還差益+既経過利息		—
	⑤ 個人向け 国債	額面金額+経過利子相当額-中途換金調整額		—
(5) 投資信託	① 上場証券投資信託の受益証券 上場株式の評価に準じて評価			課税時期の前後の直 近の終値(直近の終 値が2つある場合は 平均)
	② MRF等(日々決算型)の受益証券 1口当たりの 基準価額 \times 口数 + 再投資されて いない未収分- 配金(A) (A)につき源泉徴 収されるべき所得 税・住民税相当額 信託財産留保額 および解約手数料 (消費税相当額を含む)			規定なし
	③ ①②以外の証券投資信託の受益証券 課税時期の 1口当たりの 基準価額 \times 口数 - 課税時期において解約請求 等をした場合に源泉徴収されるべき 所得税・住民税相当額 信託財産留保額 および解約手数料 (消費税相当額を含む) 1万口当たりの基準価額が公表されているものについては、算式の項目を讀替えて 計算します。			課税時期前 直近の基準価額
(6) 外国証券	上記(1)~(5)の方法により、外貨ベースで評価し、その評価額に納税義務者の取引 金融機関が公表する課税時期の対顧客直物電信買相場(TTB)を乗じて円換算した 価額			上記(1)~(5)に準 ずる。なお、TTBにつ いては課税時期前直 近の相場

宅地の評価:自用地・貸家建付地(貸家の敷地)の評価

POINT

- ①相続税・贈与税の税額を算出する場合の宅地の評価は、路線価が付された地域では「路線価方式」、それ以外の地域では「倍率方式」によって行います。
- ②宅地は、自用地・貸家建付地(貸家の敷地)・普通借地権・貸宅地(底地)など、利用形態ごとにその状況を斟酌して評価します。

1 自用地の評価

自用地とは、自宅や自用店舗の敷地、青空駐車場、空地など、他人の権利が付着していない、土地所有者が自由に利用できる土地をいいます。自用地の評価方法は次の算式のとおりです。

自用地評価額＝路線価方式(※1)または倍率方式(※2)により評価した価額

※1 路線価方式の内容についてはコラム **P.310** 参照

※2 路線価が定められていない地域の評価方法です。土地の固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じて計算します。

2 貸家建付地(貸家の敷地)の評価

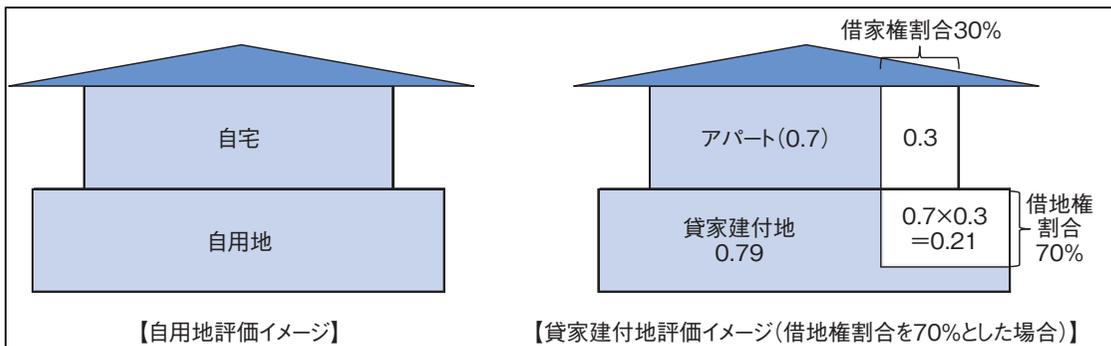
貸家建付地とは、土地所有者が賃貸アパート等を建築し賃貸している場合の敷地をいいます。貸家建付地の評価方法は次の算式のとおりです。

貸家建付地評価額＝自用地評価額×(1－借地権割合×借家権割合(30%)×賃貸割合)

※借地権割合は地域により異なり、路線価図に記載されています。

※賃貸割合とは、課税時期においてその家屋のうち実際に賃貸している部分の割合(面積割合)です。

※借家権割合は地域により異なりますが、全国ほとんどの地域で30%であるため、30%としています。

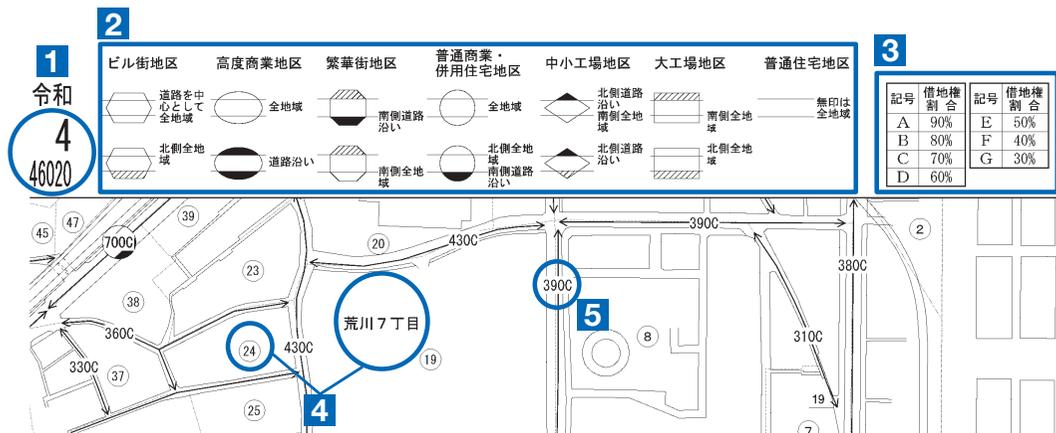


コラム column

路線価

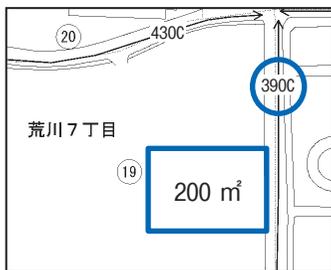
路線価とは、国税庁が毎年7月に公表する道路に接する標準的な宅地の1㎡あたりの価額です。国税庁ホームページには最新年分を含めて7年分の路線価が掲載されています。

●路線価図の見方



1	路線価図の年分・ページを示しています。
2	地区区分を示す記号です。奥行距離や角地等に応じて適用する各種補正率は、この地区ごとに決められています。
3	A～Gの記号に対応する借地権割合を示しています。
4	町名・丁・番地を示しています。この場合は荒川7丁目24番地です。
5	1㎡あたりの価額を千円単位で表示しています。この場合は1㎡あたり390千円で、借地権割合（記号C）が70%であることを示しています。

●路線価による土地評価の計算例



左図の青枠で囲われた土地（地積200㎡）に接する道路に記載されている路線価より、当該土地の1㎡あたりの価額が390,000円であることがわかります。

$$(路線価) 390,000円/㎡ \times (地積) 200㎡ = 78,000,000円$$

上記の計算により、当該土地の自用地評価額は78,000,000円となります。

※宅地の奥行距離等に応じて行う補正は考慮していません。

宅地の評価:普通借地権と貸宅地(底地)の評価

POINT

- ①借地権とは建物所有を目的として土地を借りる場合の、土地を利用する権利をいいます。
- ②貸宅地(底地)とは借地権が設定されている土地の借地権を除いた部分をいいます。つまり借地権と底地は一对の関係といえます。

1 普通借地権の評価

借地権とは簡単にいえば、地代を払って地主から土地を借り、そこに自分の建物を建てる等、土地を使う権利です。借地人の有する普通借地権の評価方法は次の算式のとおりです(定期借地権については [P.312](#))。

$$\text{普通借地権評価額} = \text{自用地評価額} \times \text{借地権割合}$$

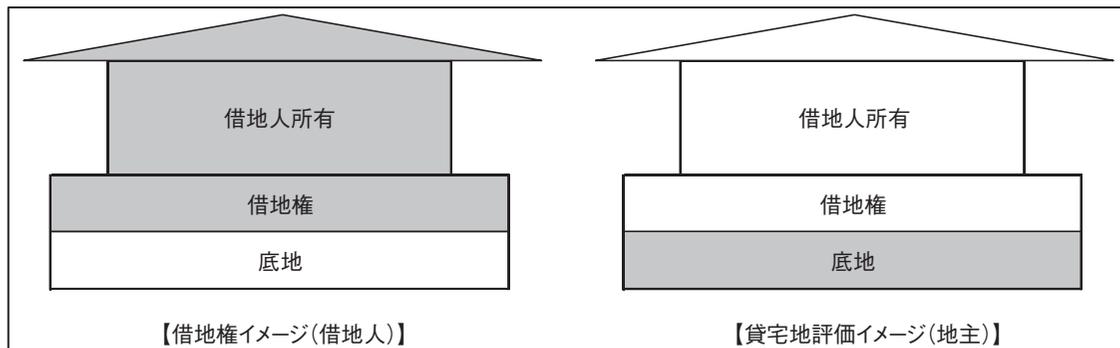
※借地権割合は、地域により異なり、路線価図に記載されています。

2 貸宅地(底地)の評価

普通借地権が設定されている宅地、すなわち地主が有する貸宅地(底地)は、自用地評価額から普通借地権評価額を控除して求めます。

$$\text{貸宅地評価額} = \text{自用地評価額} \times (1 - \text{借地権割合})$$

※国税局長が「貸宅地割合」を定めている地域については、「自用地評価額×貸宅地割合」により評価します。



定期借地権の評価:定期借地権と貸宅地(底地)の評価

POINT

- ① 定期借地契約とは、あらかじめ定めた契約期間が満了したら、地主に土地を返さなければならない土地の賃貸借契約です。
- ② 定期借地権の評価は、借地人に帰属する経済的利益およびその存続期間を基に評価します。

1 借地人(定期借地権の評価)

(イ)定期借地契約創設の趣旨

地主の立場が強いと借地人の生活が不安定になる等の理由で、旧借地法は借地人の権利を強く保護していました。その反動で地主の権利は相対的に弱くなりました。

この様な状況では宅地の流通に支障が出るとの考えから、宅地の利用・供給を増やす政策的な意図もあり、1991年の借地法改正により、借地借家法が制定され、定期借地権制度が創設されました。

(ロ)定期借地権の種類

定期借地権は存続期間、利用目的などにより下記の3つが認められています。

定期借地権の種類	賃貸借契約の内容
一般定期借地権	公正証書等の書面により存続期間を50年以上として期間満了後更地として返還する賃貸借契約
事業用定期借地権	公正証書による設定契約で、存続期間を10年以上50年未満、事業用建物の所有のみを目的とし、期間満了後、更地として返還する賃貸借契約
建物譲渡特約付借地権	存続期間を30年以上として期間満了後建物を地主が買取る賃貸借契約

(ハ)定期借地権の評価

定期借地権の評価は、原則として下記の算式で評価します。

$$\begin{array}{l}
 \text{定期借地権} \\
 \text{評価額} = \text{課税時期におけ} \\
 \text{る自用地評価額} \times \frac{\text{① 定期借地権設定時の借地} \\
 \text{人に帰属する経済的} \\
 \text{利益の総額(※)}}{\text{定期借地権設定時の宅地} \\
 \text{の通常の取引価額}} \times \frac{\text{② 課税時期における残存期間年} \\
 \text{数に応ずる基準年利率による} \\
 \text{複利年金現価率}}{\text{定期借地権の設定期間年数に} \\
 \text{応ずる基準年利率による複利} \\
 \text{年金現価率}}
 \end{array}$$

※経済的利益の総額は権利金、保証金、低額地代に係る経済的利益等で一定の金額をいいます。

この算式は定期借地権＝自用地評価額×借地権割合(上記①)×逓減率(上記②)と考えることが出来ます。つまり①は更地価額に対する権利金等の割合を借地権割合と考え、②は残存年数が短くなるにつれて、借地権割合が逓減していくことを表しています。

2 地主(定期借地権が設定された底地の評価)

定期借地権等が設定されている土地(底地)は、次の(イ)と(ロ)のうちいずれか低い価額で評価します。また、一般定期借地権のうち一定のものについては(イ)により評価することも認められています。

(イ)自用地評価額－定期借地権評価額(①/イ)で計算した金額

(ロ)自用地評価額×定期借地権の残存期間に応じた次の割合

残存期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超
割合	95%	90%	85%	80%

(イ)自用地評価額－定期借地権相当額

定期借地権を普及させるため第三者間で設定された一般定期借地権に係る宅地のうち普通借地権割合が30%から70%の地域については、課税上弊害のない限り、一般的に(イ)より評価額が低く計算される「自用地評価額－定期借地権相当額(※1)」により評価することができます。

底地評価額を低く押えることにより、地主が宅地を積極的に賃貸に供するよう設けられた措置です。

※1 定期借地権相当額

$$\text{定期借地権相当額} = \text{自用地評価額} \times (1 - \text{底地割合}(\text{※2})) \times \frac{\text{課税時期におけるその一般定期借地権の残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率}}{\text{一般定期借地権の設定期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率}}$$

※2 底地割合

地域(路線価図)	C	D	E	F	G
底地割合	55%	60%	65%	70%	75%

4

第9節 不動産の相続税評価と相続税の課税価格の計算特例

建物の評価

POINT

建物の相続税評価額はその建物の固定資産税評価額によります。ただし、宅地等の場合と同様にその利用状況に応じて評価額が異なります。

1 自用建物の評価

自宅や別荘のように、建物所有者が自由に利用できる建物を「自用建物」といいます。

$$\text{自用建物評価額} = \text{固定資産税評価額} \times 1.0$$

※固定資産税評価額は、市区町村から送付される課税明細書などで確認できます。

2 貸家（貸付用建物）の評価

賃貸アパートや貸しビルなど賃貸している建物を「貸家」といいます。

$$\text{貸家評価額} = \text{固定資産税評価額} \times (1 - \text{借家権割合 (30\%)}) \times \text{賃貸割合}$$

※借家権割合は地域により異なりますが、全国ほとんどの地域で30%であるため、30%としています。

※固定資産税評価額は、市区町村から送付される課税明細書などで確認できます。

※賃貸割合とは、課税時期においてその家屋のうち実際に賃貸している部分の割合（面積割合）です。

【参考】固定資産税の課税明細書の例

固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書

氏名											納税通知書番号
											納税義務書コード
区分	所在地 家屋番号	地番 号	構造 課税地目・種類 建築	造 年	課税地積/床置積 (㎡)	評価額 課税標準額 (固定/都市)(円)	前年度課税標準額 (固定/都市)(円)	軽減税額 (固定/都市)(円)	相当税額 (固定/都市)(円)	備考	

※課税明細書の「評価額」の金額を用いて評価します（丸印の金額）。

コラム column

配偶者居住権の評価方法

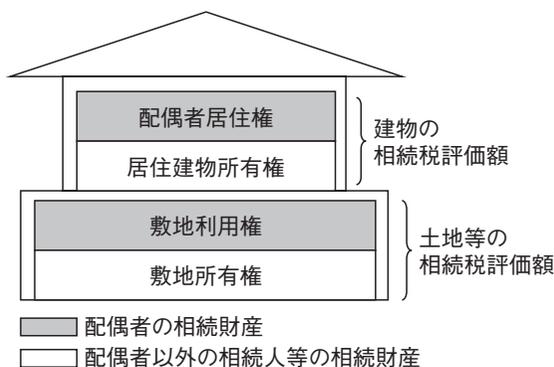
1 配偶者居住権とは

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(2018年7月公布)において、配偶者が相続発生時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認める法定の権利(配偶者居住権)が創設されました(配偶者居住権についての定めは2020年4月1日施行)。これを受けて、2019年度税制改正では、配偶者居住権の評価方法等の取り扱いが定められました。

2 評価方法

配偶者が取得した配偶者居住権及び敷地利用権(配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利)は、次のように評価します。

なお、配偶者短期居住権(配偶者が相続発生時に被相続人所有の建物に無償で住んでいた場合に取得する最低6ヶ月間居住建物を無償で使用する権利)は相続税の課税対象外です。



<建物>

- ① 配偶者居住権の相続税評価額
建物の相続税評価額－下記②
- ② 配偶者居住権が設定された建物(居住建物)の所有権の相続税評価額
建物の相続税評価額 \times $\frac{\text{残存耐用年数}(\ast 1) - \text{存続年数}(\ast 2)}{\text{残存耐用年数}(\ast 1)}$ $(\ast 3)$ \times $\frac{\text{存続年数}(\ast 2)}{\text{法定利率}(\ast 4)}$ に応じた民法の複利現価率

<土地>

- ③ 敷地利用権(配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利)の相続税評価額
土地等の相続税評価額－下記④
- ④ 居住建物の敷地の所有権等の相続税評価額
土地等の相続税評価額 \times $\frac{\text{存続年数}(\ast 2)}{\text{法定利率}(\ast 4)}$ に応じた民法の法定利率 $(\ast 4)$ による複利現価率

- ※1 残存耐用年数：法定耐用年数(住宅用) $\times 1.5 -$ 築年数(6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てる)
- ※2 存続年数：配偶者居住権の存続期間が終身の場合には、配偶者の平均余命年数(厚生労働省の完全生命表による)遺産分割協議等により存続期間が定められている場合には当該年数(配偶者の平均余命年数を上限)
- ※3 「残存耐用年数」または「残存耐用年数－存続年数」が0以下となる場合には0とする
- ※4 民法の法定利率は2020年4月1日より3%となり、その後3年ごとに見直される

コラム column

3 適用時期

2020年4月1日以後に開始する相続において取得する「配偶者居住権」に適用されません。

なお、2020年4月1日以後に作成する遺言書・死因贈与契約書において「配偶者居住権」を定めることができます。

マンション(区分所有建物とその敷地)の評価

POINT

土地はマンション全体の敷地の評価額に敷地権割合を乗じた金額を、建物は「専有部分+共用部分の持分」の固定資産税評価額を評価額とします。

1 マンション敷地の評価

マンション(区分所有建物)は、「土地の持分」と「建物の専有部分(居室)+共用部分の持分」から成り立っています。土地については、マンション全体の敷地を通常土地と同様に評価し、それに敷地権割合(登記簿に記載されています。例えば325/108512)を乗じて評価します。

$$\text{マンション敷地評価額} = \text{自用地(路線価または倍率評価)} \times \text{敷地権割合(下図参照)}$$

当該マンションを賃貸している場合には、貸家建付地の評価を行います。

2 マンション建物の評価

建物については「専有部分(居室)+共用部分の持分」の固定資産税評価額により評価します。

$$\text{マンション建物評価額} = \text{固定資産税評価額} \times 1.0$$

当該マンションを賃貸している場合には、貸家の評価を行います。

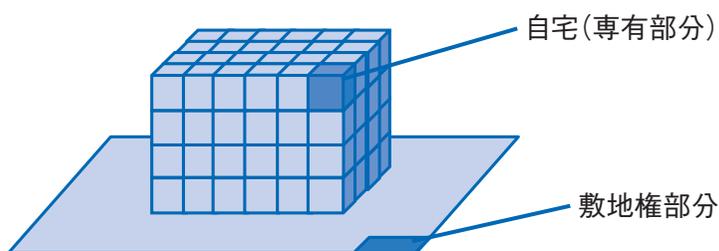
【マンション評価のイメージ】

前提条件

- ・区分所有マンションの401号室(専有面積100㎡)に居住
- ・4階建て、1階当り24部屋、総部屋数96部屋(それぞれ専有面積100㎡)
- ・区分所有部分の建物の固定資産税評価額6,000,000円
- ・敷地面積4,800㎡、敷地権割合96分の1、路線価100,000円

評価額

- ・マンション敷地の評価： $100,000\text{円} \times 4,800\text{㎡} \times 1/96 = \underline{5,000,000\text{円}}$
- ・マンション建物の評価： $6,000,000 \times 1.0 = \underline{6,000,000\text{円}}$



小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例

POINT

- ①被相続人等の居住用・事業用宅地等については、「最小限の居住や事業の継続」を守るため、「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」が設けられています。
- ②被相続人が所有する居住用・事業用・貸付用の宅地等について一定要件を満たす場合、一定面積について相続税評価額を80%（貸付事業用宅地等は50%）減額できます。
- ③特例適用を受けるためには、当該宅地等について遺産分割が決まっていること、そして、相続税申告が必要です。

1 減額できる面積と減額割合

被相続人等が相続発生直前において居住用・事業用・貸付用に供していた宅地等（建物・構築物の敷地）を、誰が相続等し、その後どのように利用したか等によって、特例適用の可否、そして、適用を受ける場合の「減額できる面積」と「減額割合」が決まります。

特例を受ける場合の「用途別、減額割合と限度面積」は下記のとおりです。

適用対象宅地（用途）		減額割合	限度面積
居住用		80%	330㎡
事業用	事業用	80%	400㎡
	同族会社事業用	80%	400㎡
貸付用		50%	200㎡

- ・居住用宅地等の面積が330㎡を超える場合は、330㎡までは80%減額、330㎡を超える部分は減額なし、となります（事業用宅地等・貸付事業用宅地等も同様の考え方です）。
- ・2以上の宅地等について各々要件を満たし特例適用を受けられる場合、減額できる面積に制限があります。「居住用宅地等」と「事業用宅地等」のいずれも適用対象となる場合は、「居住用宅地等330㎡、事業用宅地等400㎡、合計730㎡」まで減額できます。一方、「居住用宅地等・事業用宅地等」と「貸付事業用宅地等」のいずれも適用対象となる場合は、減額できる面積について制限があります（詳細は税理士等の専門家にご確認ください）。

2 適用対象となる宅地と特例の適用要件 (2018年4月1日以後の相続等の場合)

① 居住用宅地等

被相続人の居住用宅地等で下記のいずれかに該当する場合は、当該宅地等の部分のうち330㎡までは相続税評価額を80%減額できます。

(イ)被相続人の自宅敷地を配偶者が相続した場合：配偶者が取得した部分

(ロ)被相続人の自宅敷地を被相続人と同居していた親族が相続し、相続税申告期限まで所有し続け、かつ、相続税申告期限まで引き続き居住している場合：その同居親族が取得した部分

(ハ)「配偶者」および「被相続人と同居していた法定相続人」がいない場合において、被相続人の自宅敷地を被相続人と別居していた親族(下記の要件を満たす場合に限り)が相続し、その宅地等を相続税申告期限まで引き続き所有し続けている場合：その別居親族が取得した部分

〈別居親族の要件〉

- ・ 相続発生前3年以内に国内にある自己、自己の配偶者、自己の3親等内の親族または自己と特別の関係がある法人が所有する家屋に居住したことがないこと
- ・ 相続発生時に居住している家屋を過去に所有していたことがないこと

※その他一定要件を満たす場合には経過措置があります。

※配偶者が取得する敷地利用権(「配偶者居住権」に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利 **P.315**)及び相続人等が取得する敷地所有権についても、要件を満たせば特例の適用対象となります。

※居住用宅地等の特例の具体例：**P.321**

② 事業用宅地等、同族会社事業用宅地等

被相続人の事業用宅地等で下記のいずれかに該当する場合は、当該宅地等の部分のうち400㎡までは相続税評価額を80%減額できます。

(イ)被相続人の事業(不動産貸付業等を除きます)の用に供されていた宅地等(下記に該当する場合を除きます)を親族が相続し、相続税申告期限まで所有し続け、かつ、相続税申告期限まで引き続きその事業を営んでいる場合：その事業を引継いだ親族が取得した部分

〈(イ)に該当しない場合〉

- ・ 相続発生前3年以内に事業の用に供された宅地等である場合

(ただし、その宅地等の上で事業の用に供されている建物などの減価償却資産の価額が、その宅地等の価額の15%以上の場合や、その宅地等を2019年3月31日までに事業の用に供している場合には、特例の適用対象となります。)

- ・個人の事業用資産についての納税猶予制度 **P.300** の適用を受ける宅地等である場合

(ロ)一定の同族会社(不動産貸付業等を除きます)の事業用宅地等(被相続人所有)について法人の役員である親族が相続し、相続税申告期限まで所有し続け、かつ、相続税申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供されている場合(特定同族会社事業用宅地等)：その同族会社である法人の役員である親族が取得した部分

③貸付事業用宅地等

被相続人の貸付事業用宅地等で下記に該当する場合は、当該宅地等の部分のうち200㎡までは相続税評価額を50%減額できます。

被相続人の不動産貸付の用に供されていた宅地等(下記に該当する場合を除きます)を親族が相続し、相続税申告期限まで所有し続け、かつ、相続税申告期限まで引き続きその貸付事業を営んでいる場合：その親族が取得した部分

〈貸付事業用宅地等に該当しない場合〉

- ・上記②(ロ)に該当する場合
- ・相続発生前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等である場合

(ただし、被相続人等が相続発生前3年を超えて特定貸付事業(※)を営んでいる場合や、その宅地等を2018年3月31日までに貸付事業の用に供している場合には、特例の適用対象となります)

※特定貸付事業とは、貸付事業のうち、準事業(事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うもの)以外のものをいいます。

※上記以外に、「被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族」の居住用・事業用・貸付事業用宅地等についても一定要件を満たした場合には特例の適用対象となります。

3 「居住用宅地等の特例」の具体例

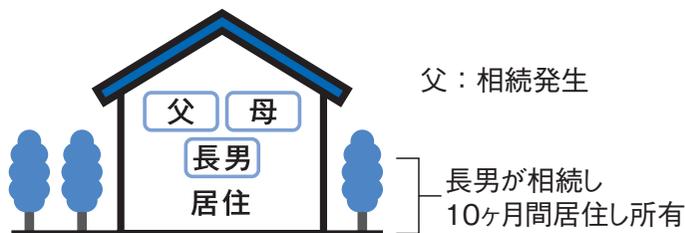
被相続人の居住用宅地等について具体例を使って説明します。

① 配偶者が自宅敷地の一部または全部を相続した場合



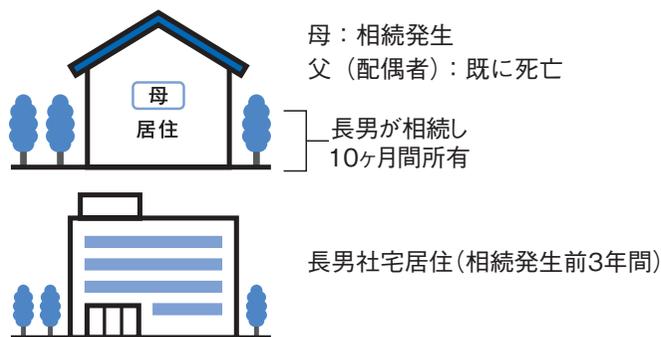
⇒ 配偶者が相続した部分が特例の適用対象となります。

② 同居親族が自宅敷地の一部または全部を相続し10ヶ月間所有し続け、10ヶ月間居住し続けた場合



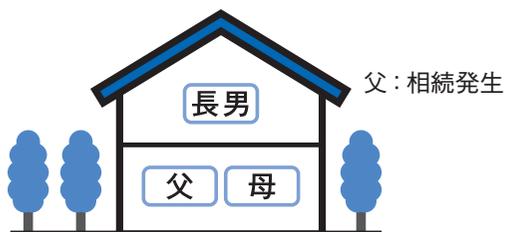
⇒ 同居親族である長男が相続した部分が特例の適用対象となります。

③ 配偶者も同居法定相続人もいない場合において、別居している親族（一定要件を満たす場合に限る⇒ [P.319](#)）が自宅敷地の一部または全部を相続し、10ヶ月間所有し続けた場合



⇒ 別居親族であり、持家に居住していない長男が相続した部分が特例の適用対象となります。

④二世帯住宅（建物が区分登記されていない）の敷地を相続した場合



- ・ 配偶者が相続した場合は、配偶者が相続した部分が特例対象となります。
- ・ 2階に居住する長男（同居親族として扱います）が相続し、10ヶ月間居住し所有し続けた場合は、長男が相続した部分について特例対象となります。

⑤二世帯住宅（建物が区分登記されている）の敷地を相続した場合



- ・ 1階と2階で区分登記された建物は、1階と2階を別の建物と考えます。
- ・ 1階部分の敷地：「被相続人の居住用宅地等」であり、配偶者が相続した場合、配偶者が取得した部分が特例対象になります。
- ・ 2階部分の敷地：「生計別の親族の居住用宅地等」に該当するため、特例の対象とはなりません。

⑥老人ホームや介護医療院（老人ホーム等）に転居した場合

老人ホーム（終身利用権付）や介護医療院に転居した後に相続が発生すると、亡くなった方の居住地は老人ホーム等となり、相続発生時点では「被相続人の居住用宅地等」に該当しないこととなってしまいます。そこで、要介護等の状態になり一定の老人ホーム等に転居した場合で、その後自宅が空き家のまま（または生計一親族の居住用）であること等の要件を満たした場合は「被相続人等の居住用宅地」とみなします。したがって上記①～③といった要件を満たす場合は減額の適用を受けられません。

※「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」の適用要件・減額面積の計算等のルールは大変細かく複雑です。実際に適用する際は、事前に税理士等の専門家にご確認ください。